

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年6月16日（木）16：30～19：31

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野内閣総理大臣補佐官、西山審議官（原子力安全・保安院）、須藤課長、茶山放射線班長（原子力被災者生活支援チーム）、坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、長田下水道企画課長（国土交通省）、廣木産業廃棄物課長（環境省）、永田主任中央労働衛生専門官（厚生労働省）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

*文中敬称略

○司会

お待たせいたしました。それでは、ただ今から政府・東京電力統合対策室の合同記者会見を始めさせていただきます。まず、最初に細野豪志内閣総理大臣補佐官のあいさつ、及び冒頭発言をいただきます。よろしく願います。

<冒頭あいさつ>

○細野補佐官

総理補佐官の細野豪志でございます。今日はこの合同会見が1週間ぶりということで、私が出張しておりましたものですから、久しぶりの開催となりました。長らく会見が開けなかったことを申し訳なく思っておりますが、出張中ということで、是非、御理解をいただきたいと思っております。私からは、先日、帰ってまいりましたところでございますので、まずはごく簡潔に出張の報告をさせていただきます。お手元に1枚紙を用意しておりますので、そちらを御覧ください。手元にありますか、ございますでしょうか、大丈夫ですか。6月9日～15日まで、ちょうど1週間、米、英、仏と回ってまいりました。意見交換をしてまいりました主な相手は、面談をしてまいりました相手の方々には裏面の別添のところに付けてございますので、そちらを御覧ください。正に原子力関係の皆さんにかなり焦点を当てまして、会談をしてまいりました。米国から英国、フランス、それぞれ見ていただければと思うのですが、いわゆるエネルギーそのものを所管をしている省庁の責任者の皆さん、更には原子力の規制をしている当局の皆さん、そういった方々に主にお会いをしてまいりました。その多くが20日から始まりますIAEAの閣僚会合には出席をされる方々でございましたので、今回のこの閣僚会合に向けて日本が報告書を書いており

ますものですから、その説明をしてきたというのが主な目的でございます。会談の中身ですが、もう 1 度、表面を御覧いただきたいと思っております。アプローチとして、4 点、書いてありますが、なぜ、この 3 か国を選んだのかということにも特に非常に理由として当てはまる場所ですが、これまで我が国のこの原子力発電所の事故に対して、様々な国々が温かい手を差し伸べてくれたわけでございますが、特にこの原子力分野ということに関していうと、この米、英、仏は我々にとっては非常にありがたい御支援をいただいております。したがって、IAEA の閣僚会合の説明に入る前には必ず関係者の皆さんには、政府として心よりお礼を申し上げたいということをお伝えいたしました。その後、我が国の IAEA への報告書の考え方について私の方から説明をいたしました。特に強調してまいりましたのは、4 章で事実関係については日本として厳しく検証をして、全ての事実を明らかにするという部分、更には 12 章の部分で教訓を 28 項目、導き出しておりますので、この事故からどういう教訓を得たのかという辺りをできるだけ時間の限り、丁寧に説明をしております。また、(4) のところで書いてありますが、それを受けて、閣僚会合の中ではできる限り前向きな原子力の安全の問題についての議論が行われるようなことを日本としては求めたいということの発言をしております。結果でございますけれども、全体としては報告書について、更には IAEA の閣僚会合に向けては前向きな、好意的な対応が多かったと考えております。特に報告書ですが、事故そのものについてはかなりの情報量を、かなりのというよりは日本が持っている全ての情報をそこに書いてあるような形になっておりますので、そういった意味では透明性であるとか包括性について評価をいただいたものと思っております。また、これから教訓を国際的に共有していく必要がありますが、そういったことについてもこの 3 か国からは前向きなコメントがございましたので、訪問そのものは行って、大変よかったと思っております。来週の月曜日から閣僚会合が始まりますので、日本にとっては 1 つの節目の会合だと思っております。世界に対してこの事実をできるだけ詳細に報告して、教訓を共有するという非常に貴重な機会でございますので、是非、建設的な会議になるように、当日まで政府全体としても準備をしております。御承知だと思いますが、政府としては海江田大臣に何としても参加をしていただかなければならないと考えておりますので、国会の方に、是非、参加をさせていただきたいという要請をしている、そういう状況でございます。出張報告は以上でございます。この後、定例の報告に加えて、2 点。1 つは特定避難勧奨地点について、官房長官の方からも、今日、4 時からの会見で発表しておりますけれども、そのことについて改めて原災本部を代表して保安院の方から発表いたします、皆さんに報告いたします。また、それに続きまして、上下水道のいわゆる汚泥などの処理の問題

について、これもずっと懸案として原災本部の方で検討を重ねてまいりましたので、その結果を国土交通省の下水道企画課長の長田さんの方から、この後、説明をしていただくことになっておりますので、まずはそれらの問題について皆さんの方から様々な御質問をいただければ、それにお答えする形をとりたいと考えております。私からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、式次第に従いまして、順次、進めさせていただきますと思います。3の(1)でございますが、補佐官の方から御紹介がございました原子力災害対策本部からの発表、2件でございます。1件目の資料はもう配られましたでしょうか。お手元でございますでしょうか、「放射性物質の上下水処理」、ございますか。先ほど、届いたということでしたが、それでは、補佐官の方から御紹介いただきました順番で、まず最初に「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」ということで、原子力安全・保安院の方から説明いたします。

＜原子力災害対策本部からの発表＞

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の西山でございます。原子力災害対策本部の一員として説明を申し上げます。資料としては「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」という紙を御覧いただきたいと思っております。1枚、表紙をめくっていただきまして、平成23年6月16日付の災害対策本部の名前の入っている紙を御覧いただきたいと思っております。まず、1ですけれども、年間20mSvを超える線量の地点に対する政府としての対応であります。これを見ていただくに当たって、この資料の1番最後にこういうカラーのものがついていると思っておりますので、これを御覧いただきながら、両方、見ていただきたいと思っております。まず、この赤い線で囲った中が従来の計画的避難区域であります。今日、私が説明しようと思っておりますのはその外側にある赤い4つの丸であります。1つはこの南相馬市のところで計画的避難区域にごく近いところにあります、これが南相馬市の原町区大原という地点であります。伊達市の方に3つ、赤丸がありまして、まず2つ、連なっているところは、これが伊達市霊山町石田という地域であります。その左に福島市の方に隣接しているところが伊達市霊山町上小国というところなんです。この4つの地点に関わる場所です。これらの地点におきましては、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはありませんけれども、これらの地域で、事故後、1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される空間線量率が続いております。これらの地点

につきましては今のようなことはありませんけれども、そこを離れた場合にはほかの地域はもっと低いわけですから、より低い線量になるということもあって、必ずしも生活全般を通じて年間 20mSv を超えるという懸念は少ないわけがあります。この年間 20mSv というものは ICRP、国際放射線防護委員会の示す参考レベルの範囲でも最も低い数値を採用していることがありますので、これらの地点については線量の高い地域が面的に広がっております計画的避難区域とは異なりまして、この従来の計画的避難区域の先ほどの 4 ページ目を見ていただきますと、この赤い線の中に赤い丸がいっぱいあるものを御覧いただくとお思いますけれども、そういう計画的避難区域とは異なりまして、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはございません。他方でこうした状況に不安を感じられる住民の方がおられるのは当然でありまして、また、さっき申し上げたことの裏返しで、生活形態によっては年間 20mSv を超える可能性も否定できません。そうしたことを踏まえまして、政府として対応を行うことが重要だと考えています。このため、これらの地点を特定避難勧奨地点としまして、そこに居住する住民の方々に対して注意を喚起すると共に国として避難を支援、促進する必要があると考えた次第でございます。具体的な仕組みは 2 のところにあります。今、申し上げたように一律に避難を求めるような危険性はないわけですが、しかし、住民の方々に対して注意の喚起と支援表明を行う必要があると考えています。他方で地点近辺の住民の方々の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府としてこれらの対応を行う地点を特定いたしまして、その地点について対策をしっかりと講じていくということを対外的にも明確にしていきたいと考えています。1 ページ目の 1 番下から具体的な仕組みであります。(1) で文部科学省がこれら地点近傍のより詳細なモニタリングを行いまして、その結果、年間 20mSv を超えると推定される空間線量率が測定されました場合には、現地対策本部を通じて速やかに福島県知事と関係市町村長に連絡をいたします。2 ページ目を御覧いただきたいと思えます。(2) で現地対策本部、福島県、関係市町村で協議をいたしまして、除染することが容易でなく、年間 20mSv を超える地点、そういう地点を特定避難勧奨地点として住居単位で特定をいたします。その特定の状況を現地対策本部長が当該市町村に文書で通知をいたします。(3)、市町村は特定避難勧奨地点に該当する住居に対しまして、例えばモニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程などについての説明資料を添付して、戸別に通知をいたします。市町村は避難した世帯には被災証明を発行いたします。特に強調しておきたいこととして、妊婦の方々やお子さんのいる家庭などの避難を促していただけるように自治体と相談をしたいと考えております。(4) でモニタリングを定期的実施いたしまして、その結果に基づいて現地対策本部、

福島県、関係市町村で協議をして、解除のことについても柔軟に行っていきたいと考えております。私の冒頭の説明は以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、次でございますが、お手元に資料が届いているということでございますので、(1)の①でございます。「放射性物質が検出された上下水処理等副産物の当面の取扱いに関する考え方」につきまして、国土交通省より御説明いただきます。

○国土交通省

国土交通省の下水道企画課長の長田と申します。よろしくお願いたします。それでは、御説明をいたします。経緯でございますけれども、御存じのとおり、5月1日の日に福島県内の下水処理場の脱水汚泥から放射性物質が検出されました。それを受けまして、5月12日の日に福島県に向けましては当面の処理方針を示したところでございます。しかしながら、その後、福島県以外の東日本の各都県の下水汚泥等、あるいは浄水発生土からも放射性物質が検出されたと。こういうことを受けまして、関係省庁でいろいろ協議をした上で、福島県内外の下水汚泥、浄水発生土等についての当面の取扱方針を原子力災害対策本部でとりまとめていただいたということでございます。簡単な要約は1番最初のページでございますが、1枚めくっていただきまして、ざっと眺めていただきたいと思います。前書きは飛ばしまして、1のところに書いてありますのは、6月3日の日に原子力安全委員会が決定をした内容が書かれてございます。こうした考え方に基きまして、具体的な下水汚泥等の扱いについて書かれているのが2ページ以下でございます。まず、(2)のところを御覧いただきたいと思います。焼却熔融等による減容化が可能なものは必要に応じ、減容化することになっております。注として、放射線セシウムの濃度が高い脱水汚泥を継続して焼却する場合などについては、集塵装置の適切な能力を確保する等々の措置を講じることにしてございます。(3)でございます。保管でございます。脱水汚泥等は先ほど申し上げたように、必要に応じて減容化等を行いまして、その施設から出ていくまでは適切に保管をするということでございます。(4)のところは、下水汚泥等、脱水汚泥等を、通常、埋立処分をしている管理型処分場に仮置きすることができるということが書いてございます。その際、脱水汚泥等の濃度に応じて敷地境界から距離をとって仮置きをするということでございます。7万Bq超、10万Bq以下の場合は70mの距離をとってくださいということになっております。8,000Bq以下のものは制限はなし、ぎりぎりまで置きたいということでございます。(5)でございます。脱水汚泥等の濃度が10万Bq、

セシウムの濃度が 10 万 Bq を超えてしまっているような高濃度のもの、これにつきましては県内で適切に放射線を遮蔽できる施設で保管することが望ましいとされております。(6) の処分でございます。脱水汚泥を管理型処分場に仮置きをした後の話でございますけれども、若干、飛ばしますが、セシウムの合計の濃度が 8,000Bq 以下である脱水汚泥につきましては、跡地を居住等、居住や農耕の用に供しないことを前提とした上で埋立処分が可能となるということでございます。それ以外の 8,000Bq を超えてしまっているものであるとか、その跡地を農耕・居住等の用に供しようという場合につきましては、個別に安全性を評価した上で処分に移行してよい、こういうふうになってございます。1 枚、めくっていただきまして、(7) でございます。(5) の保管を行った脱水汚泥等、これは 10 万 Bq を超えてしまっているものでございますけれども、これにつきましては具体的な処分の在り方について引き続き検討するというところでございます。(8) は脱水汚泥等を処分しようとする排出事業者、例えば下水道管理者でございますけれども、これは埋立処分の方法を公表するとともに、その処分が適切に行われているか、状況を確認した上で定期的に県に報告することになっておりまして、県は報告を受けたら、それを速やかに公表することになってございます。(9) でございますが、廃棄物事業者が事業を実施、継続できなくなった場合、倒産などした場合は埋立処分をされた脱水汚泥等の管理を県と脱水汚泥の搬出者が行うということが書かれてございます。四角の 2 でございますけれども、脱水汚泥等を利用した副次産物の利用についてということでございますが、脱水汚泥はごくわずかですけれども、セメントの原料に混入されたりしております。それにつきましては、そういうものにつきましては受け入れる脱水汚泥等の放射線濃度を一定の濃度以下にすることや、ほかの原材料との混合希釈割合などを考慮して、市場に流通する前にクリアランスレベル以下になることが合理的に確保される場合には、利用して差し支えないとされております。例えばセメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合には、生コンクリートやその土壌と混練する段階までは管理をされているということですので、少なくともセメントが 2 倍以上に希釈されるということを考慮しまして、セメント段階でクリアランスレベルの 2 倍の濃度までが許容されることとなります。ただ、セメントを袋売りする場合には、そのセメント段階でクリアランスレベル以下となっていることが必要でございます。ほかに園芸用土やコンポストに利用されている場合がございますが、これらについては再利用に関する評価が定められていない状態でありまして、当面、出荷を自粛することになってございます。大きな 3 でございますけれども、これは労働者の安全管理についてでございますが、簡単に申し上げますとモニタリングをするようにということと、電離放射線障害防止規則という厚生労働省さんの規則がござ

いますので、それに基づいてちゃんと遵守をしてやっていただくことが必要だということが書かれております。大きな4でございますが、備考ですけれども、ここに書かれているのは、ここで今まで出した数字は一種の目安でございますので、規定されている値をちょっとでも上回ったりした場合でもけたが同じであれば、放射線防護上の安全性については必ずしも大きく異なるということではないということですので、必ずしも回収等を行わなくても適切に対処できるということが書かれてございます。大まかではございますけれども、以上でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、次でございます。環境モニタリングに関しまして、まず最初に東京電力からサイト内における環境モニタリング結果について説明いたします。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力の松本でございます。それでは、お手元の資料を2つ、御紹介させていただきます。まず、空気中の放射性物質の濃度でございます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが第83報になっております。こちらは、毎日、福島第一原子力発電所の西門、それから、第二原子力発電所のモニタリングポストの1番のところで空気中のダストの核種の分析を行っております。ページをめくっていただきまして、2枚目のところに空気中の測定値と空気中の濃度限度に対する割合を書かせていただいております。ほぼ、0.00というような値でございます。経時変化につきましては2枚目のグラフの方を御確認ください。続きまして、海水中の放射性物質の濃度の状況でございます。資料のタイトルで申し上げますと、「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」第85報というサブタイトルがついてございます。こちらは発電所の沿岸部4箇所、それから、沖合の各地点におきまず海水のサンプリング結果になります。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面、2枚目の表面のところに本日のサンプリング結果の状況でございます。3ページ目のところから各地点の経時変化の方を書いておりますが、ほぼ、横ばい、ないしは減少傾向といった状況でございます。東京電力からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。続きまして、文部科学省より環境モニタリング結果等につきまして説明いたします。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に資料を2つ、お配りしております。「環境モニタリングの結果等について」というものと、「都道府県別環境放射能水準調査の結果について」、こちらは薄い資料でございます。まず、都道府県の環境放射能水準調査の結果の薄い方の資料について御説明したいと思います。こちらの最後のページに、「この水準調査の強化について」という6月8日付のペーパーを付けさせていただいております。これは各都道府県のモニタリングポストのデータということで、従来から結果を御報告させていただいているものでございますが、このモニタリングポストの高さがそれぞれちょっと違うということがございました。そういうこともありますので、現在、生活空間と同じ高さの1mの測定の期待が高まっていることを受けまして、まず、このモニタリングポストの近傍地点での1mの高さのデータも各自治体で一日1回、測っていただいて、先週、報告をお願いいたしました。そういうことで、一昨日のこの報告からこの1mの高さのデータも加えて発表させていただいております。具体的にはページは振ってございませんが、開いていただいて、2ページ目のデータのところでございますけれども、欄を見ていただくと、右から3つ目の欄にモニタリングポストの高さのデータをここに加えております。更にそれぞれの日の10時時点で測っていただいた1mの高さでのデータも付けさせていただいて、発表させていただいております。おおむね、1mの高さの方がやや高い傾向がございます。あと、一部、東北や関東の都県の中では2倍程度の値が、1mの方が高いという傾向があるという状況でございます。以前、この会見でも御説明させていただきましたが、元々、モニタリングポストは大気圏内の核実験のデータについて、そのデータをとろうということで始めたので、どちらかといいますと、むしろ高いところ、ある程度の高さ以上のところに置いていただくことを勧めていたと。したがって、ビルの屋上に置かれていることが多かったわけですが、今回の事故の見解ではむしろ地面に定着した放射性物質からの影響もあるということで、このような1mの高さのものも従来のものに加えてデータを各都道府県で測っていただくことにしたものでございます。まず、これが1点。以上でございます。また、厚い方の資料に戻っていただきますと、40ページのところからモニタリングカーを用いた走行データということで付けてございます。これは、先ほど、特定避難勧奨地点ということの中で6月の5日から伊達市と南相馬市について詳細なモニタリングを行ったということでございますが、その関係のデータをこの40ページ以降に付けさせていただいております。

それぞれ、南相馬市で 105 の地点、伊達市で 122 の地点、合計 227 の地点について、今回、詳細なモニタリングを行ったデータを付けさせていただいているものでございます。これらについては、いずれこの特定避難勧奨地点の方の決定の方のデータにも使われていくと思っております。あと、厚い資料の方の 101 ページを御覧いただきたいと思っております。こちらに「第 2 次航空機モニタリングの測定結果」ということで、概要の説明とマップを付けております。これにつきましては、以前、5 月 6 日に文部科学省とアメリカのエネルギー省による航空機モニタリングの結果ということで、そのときは 80km までの測定のこの図、マップにつきまして発表させていただいておりましたが、その後、確か 5 月 17 日にその 80km から 100km の地点について測定をするということを発表させていただきました。今回、その 80km から 100km の地点のデータの整理が終わりましたので、その部分を付け足しまして、今回、発表させていただいているものでございます。したがって、80km の以前の値は新しい測定データではなくて、そのとき、4 月 29 日時点のデータをいろんな核種の減衰を考慮して、減衰補正をしたということで、今回、改めて直しているものでございまして、新しいデータに基づくものではないというものでございます。今回の 80km から 100km のところについては、民間のヘリコプターを使いまして、原子力安全技術センターが測ったもの、そのデータを付け加えているものでございます。マップは 4 種類ありまして、空間線量率の測定マップ、セシウム 134 と 137 を合計した蓄積量の図、セシウム 134 と 137 それぞれの地表面への蓄積量の図ということで、この種類については前回と同じでございます。航空機モニタリングにつきましては、第 3 次ということで、今、また改めて 80km 圏内を飛行しまして測定中ですが、それにつきましてはまたまとまりましたら御報告したいと思っております。文部科学省からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価につきまして説明いたします。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは 6 月 16 日付の原子力安全委員会クレジットの「環境モニタリング結果の評価について」という 1 枚紙と、最初のページが 4A4 横長、福島県の地図になっております参考資料を使って説明いたします。

1 の「空間放射線量」ですが、今回はこの参考資料の 5 ページを御覧いただきますと、発電所から 20km 圏内の空間放射線量率のデータが出ております。これ

は週に 1 回、文部科学省というか、電力で測っているものですが、これにつきましては各ポイントの値は、大体、以前と同様でございます、また北西方向に高い線量率が観測されているという傾向に変わりはありません。3 の「航空モニタリング」ですが、今、文部科学省の方から発表がありました 80km から外も加えたものにつきましては、明日、評価をお伝えいたしたいと思えます。

参考資料の 24 ページに行ってくださいと、福島県、茨城県沿岸での海水の放射性物質の分析結果です。10 日から 13 日にかけて採取したものでございます。24 ページのこの図を見ていただきますと、ポイントの 1 番、2 番、これは発電所のすぐ近くです。それから、17 番、30km の外の福島県南側の外の沿岸ですけれども、ここでセシウムが出ておりますが、いずれも濃度限度値以下であるということでございます。全国の環境放射能の状況についても、特段、大きな変化はございません。

環境モニタリングの評価については以上でございます、安全委員会からもう 1 件、追加でお知らせがございます。こういった公文書、「安全審査指針類の検討について（指示）」という原子力安全委員長名の紙、2 枚綴じたものをお配りしてございますが、これがかねてから何度か御質問がございました「安全審査指針」、「耐震指針」、もう一枚、後ろのページに行きますといわゆる「防災指針」、これについての見直しをそれぞれ担当の部会に、本日、指示したということでありまして、1 枚目のこの「設計審査指針」、それから「耐震指針」の見直しにつきましては、「原子力安全基準・指針専門部会」におきまして、6 月 22 日から開始いたします。「防災指針」の見直しについても、できるだけ早くやるべく、今、「防災専門部会」の委員の日程調整を進めているところでございます。私からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、次の議題でございますけれども、各プラントの状況につきまして東京電力から説明いたします。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力でございます。お手元の資料の中から「福島第一原子力発電所の状況」ということで、4A4 縦の一枚物を御確認ください。「福島第一原子力発電所の状況」ということで 4A4 縦の裏表の一枚物になります。まず、タービン建屋の地下の溜まり水の処理の状況でございますけれども、本日、午前 0 時 20 分から処理システム全体の試運転を実施しております。こちらに関しましては明日の午前中を目途に組合せ試験の方を行ってまいります。これまでセシウム吸着

塔の方で見られておりました配管のにじみ等につきましては、これまで異状がなく、経過を観察しているところでございます。また、試運転そのものは順調にいておりますけれども、分析結果につきましては改めて結果が出次第、皆さまの方に御報告させていただきたいと思っております。セシウム吸着塔の4系列あるうちの1台の系列のポンプ1台ににじみがございましたので、そちらの方は予備の方に切り替えて、現在、運転を継続しているところでございます。次のトレンチ、立坑、各建屋の地下の溜まり水の状況につきましては、本日7時時点の状況をお示しさせていただいておりますけれども、会見終了時までには最新値をお届けさせていただきたいと思っております。1番下の放射性物質のモニタリングは海域の状況でございますが、こちらは先ほど、海のサンプリング結果について御説明したとおりでございます。裏面の方にまいりまして、使用済燃料プールの状況でございますが、本日から4号機に対しましてはコンクリートポンプ車の代わりに代替放水設備を建物の側面、壁面に沿わせる形で建設をいたしましたので、本日13時14分からその設備を使いまして、淡水とヒドラジン注入をいたしております。放水量といたしましては、約120tの予定でございます。原子炉圧力容器の注水、温度の状況につきましては、この表のとおりでございます。1号機の窒素の封入でございますけれども、本日11時の値といたしまして、133.8kPa、総封入量といたしましては、4万6,300m³でございます。その他の工事の状況につきましては、記載のとおりでございます。会見終了までには本日の実績を御案内できると考えております。続きまして、発電所敷地内の放射性物質のモニタリングの状況でございます。資料のタイトルで申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが6月15日採取分ということになります。取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析でございます。こちらは2号機、3号機から高濃度の汚染水を海に漏出させたという点に鑑みまして、毎日、防波堤の内側のサンプリングを行っているものでございます。ページをめくっていただきまして、各測定点での分析結果の方は記載のとおりでございます。3枚目の表面のところから経時変化の方を記載させていただいておりますけれども、新たな高濃度の汚染水の漏出はないと判断いたしております。続きまして、タービン建屋周辺のサブドレンの核種分析の結果になります。資料のタイトルで申し上げますと、「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで、現在、タービン建屋には高濃度の汚染水を蓄えてございますけれども、そちらが地下水側に漏出していないかということを確認いたしております。毎週月水金の3度測定いたしまして、その翌日に分析結果を報告させていただいております。ページをめくっていただきまして、裏面のところに各種測

定点での分析結果の記載がございます。2枚目以降のところについては経時変化の方を記載してございます。これまでのところ、高濃度の汚染水の地下水側への漏出はないと判断いたしております。また、本件に鑑みまして、地中の分析結果が出てまいりましたので、御報告させていただきます。4A4横のカラーの資料を御覧ください。左肩に「参考資料」と書いてございますが、「雑固体廃棄物減容処理建屋（高温焼却設備）付近における土壌試料の分析結果」でございます。こちらは、先日、雑固体廃棄物減容処理建屋の南側のところでボーリングを行いまして、地中の土壌に含まれます核種を分析したものでございます。分析結果につきましては左下の表を御覧ください。ヨウ素 131 については各ポイントとも検出限界未満でございました。また、セシウム 134、セシウム 137 に関しましては 10^1 から 10^2 Bq/kg といったオーダーで検出されております。こちらに関しましては、この周辺にございますサブドレンの水の核種分析の結果、また、これまで公表させていただいておりますけれども、土壌中に含まれる野鳥の森等での分析結果とほぼ同等のレベルでございますので、建屋に蓄えられている高濃度の汚染水の地下水へへの漏出はないと判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、原子力安全・保安院の方から説明いたします。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院でございます。1点だけ、こういう3枚紙で「東京電力株式会社福島第一原発3号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置に係る報告書への評価について」というものを御覧いただきたいと思っております。

1枚、めくっていただきまして、右側に原子力安全・保安院の名前を書いたところを御覧いただきたいと思っております。1、2、3と3つのパラグラフがあります。これは東京電力が第一原発の3号機の使用済燃料プールに冷却系を設置することを計画しておりますので、このシステムの効果、安全性を確認するために原子力安全・保安院が原子炉等規制法の第67条に基づく報告徴収を行ったものであります。行った結果、報告が出てまいりましたので、これについて評価をいたしまして、結論としては、先日、行われた2号機の場合とほぼ同様な内容であります。したがって、妥当性を確認できましたので、この措置は、この原子炉等規制法の第64条第1項にあります「応急の措置」として、この事故を収束するためにやむを得ないものと判断をいたします。今後のこのシステムの設置、運用については、報告のとおりに行われているかどうか、原子力保安検査官が

現場で必要に応じて確認しておくことにしております。別紙の 2 の中に報告の評価をどのように行ったかということが書いてあります。詳細は省略いたしますが、例えば(2)のところでは安全性の評価では、①で構造強度とか耐震性の問題が1つ、あります。やはりこういう急場で作るものですので、本来の原子炉、原子力施設としての耐震性を要求することは難しいところがありまして、こういう J I S 規格にのっとりたような対策もやむを得ないものがあると考えております。③で、仮に漏れた場合にどうするかということについては、それを検知し、自動的にポンプを停止したり、バルブを閉止するなどの作業が行われることになっております。仮に冷却水などが漏れ出したとしても、それを受けとめることができる堰などがありますので、建屋より外には漏れないということになっております。最後のページ、3枚目の裏側ですけれども、この放射線の防護対策とか運転管理、保守管理についても現時点での妥当性を確認しております。以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、ただ今から質疑に移らせていただきたいと思いますが、先ほど、(1)の①のテーマ、「放射性物質が検出された上下水処理と副産物の当面の取扱いに関する考え方」につきまして、国土交通省の方から御説明いただきましたけれども、この後、戻られて、またそちらの方でも記者会見等が用意されているということでございますので、質疑に関しましてはまずこのテーマに関して御質問を受け付けたいと思っております。5時半頃まで、やや短いようでございますけれども、それまでこのテーマに関して御質問のある方がおられましたら、挙手の上、御質問をと思っております。1番前の方、お願いします。

＜質疑応答＞

○ NHK 岡本

Q : NHK の岡本と申します。汚泥の処理について質問をさせていただきます。まず、1点、確認ですが、まず、この汚泥はあくまでもその下水処理施設ということだけでよろしかったでしょうか。つまり、敷地内、あるいは敷地周辺の汚泥等の処理の基準には該当しないという判断でよろしいでしょうか。

A : (国交省) 国土交通省でございます。意味が少しよく分からないのですが、どういう意味でしょうか。

Q : 上下水道処理副産物というのは、あくまでも 1F のサイト周辺の汚泥の処理

に該当するものでは全くないということによろしいでしょうか。

A : (国交省) 1Fとは限られませんが、福島県内、あるいは東京都などの下水処理場なり上水処理場、浄水場などの汚泥等の中に溜まっている放射性物質の処理の仕方について書かれているというものでございます。

Q : そうしますと、1Fの周辺の自治体等のこの汚泥処理施設のものも含まれるということになりますね。

A : (国交省) 概念的には含まれますが、20km圏内の下水処理場は動いておりませんので、そこは関係ないということになります。

Q : 今後、動き始めたときにもその基準が適用されるということですか。

A : (国交省) もちろん、そのとおりでございます。

Q : そうなりますね。そうしたときに、今、セシウムの濃度だけでこういった処理基準を設けていますが、ほかのアルファ核種、ベータ核種、こういったものがまだ、全然、検出されていない中でその基準だけ、ガンマ核種だけの基準でいいのかどうか。汚泥によって濃度分布が非常に濃いところと薄いところが様々あると思うのですが、こういった測り方については統一的な基準は設けられているのでしょうか。

A : (支援 T) アルファ核種やベータ核種等につきましては、基本的にはこれは汚泥を取り扱って埋設していくときのものになりますので、一応、現在のところはセシウムの外部被ばくの方で評価をしております。そういう形になります。また、更に取り扱いの方について、取りあえず、こういう得られたデータをもとにその判断をしていくような形になっていきますし、更にこれからちょっと経験を積む中で、いろいろ、そういうことを考えていくというところはあるかと思えます。

Q : ただ、セシウムで 8,000Bq/kg以下のものはそのまま埋立処理をしてもいいとなっていますが、その埋め立てをしてしまっているから、後々、そういったものを測ることもできませんし、あるいは地下水への流出とか、あるいは植物濃縮等、そういったことを考えれば、また影響は大丈夫でしょうか。

A : (支援 T) これは 8,000Bq/kg以下のものを、要するに放射性物質のクリアランスレベルで行うような計算で評価をしたところ、そういう形で処分をしても周辺住民の方の 1mSv、あるいは特に埋め立てですと、処分施設をその管理期間終了後に開放したときに、10 μ Sv を下回るであろうということを評価で確認したので、更にその評価で確認できたものの中からとりわけ 1 番下の方をまずやっていこうということで書いてあるものであります。

Q : 土壌周辺への拡散とか、あるいは化学分析がまだできていない中でこういった基準だけを設けて埋立処理をしてしまって、その後、内部被ばくへの影響等は考えられていないのでしょうか。

○司会

申し訳ございません。質問の途中であれですが、ほかにもこの項目で質問があればまとめて出していただけると幸いです。

Q : では、ここまででお願いします。

○司会

よろしいです。

A : (支援 T) 今、クリアランスレベル等で行っているようなシナリオ評価の方で評価をしまして、それでその中の低い、それでオーケーだと考えているうちの低いレベルの方でやっておりますので、今、これで処分の方を行えるものと考えております。

Q : ということでよろしいですか。

A : (支援 T) 大きな問題なく処分できると考えております。

○司会

ほかにございませんでしょうか。済みません、私、冒頭をお願いするのを忘れておりました。質問がございましたら、是非、まとめて一括して冒頭をお願いできればと思います。それでは、後ろの席の女性の方、お願いします。

○NPJ と吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりで。よろしく申し上げます。脱水汚泥などを利

用した副次産物の利用についてですが、再利用に関する評価が定められていない園芸用土、コンポストとおっしゃっていましたが、この再利用に関する評価は、今後、定められないのでしょうか。「製品の出荷を自粛することが適切」とありますけれども、万一、評価が定められていないこの脱水汚泥の副次産物の製品が市場に出回った場合、自粛だけで罰則も何もないということですが、この辺りのことを詳しく教えてください。よろしく申し上げます。

A：(国交省) まず、コンポストでございますけれども、今、農林水産省の方で基準を作成しつつあるということを聞いております。園芸用土はちょっとまだそういう段階にはないと思います。自粛では弱いのではないかというお話でございますけれども、法的な根拠がございませんので、自粛という形になっております。以上でございます。

Q：それはその商品を発売、市場に出回る時点で線量などは簡単に測れるとは思いますが、その検査もしないということでしょうか。

A：(国交省) 濃度にかかわらず下水汚泥等を使ったコンポストや園芸用土については、出さない、出荷しないということでございますので、特に測定等を義務づけるわけではございません。

Q：それは自粛という要請で出さないということですね。

A：(国交省) そうということです。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

ほかにかがででしょうか。後ろの列、真ん中の方、次にこちらの後ろの1番端の列の方、お願いします。

○フリーランス 木野

Q：フリーランスの木野と申します。今の汚泥の関係で作業の方々は基本的に電離則を適用するということですが、これを適用するとなるとそれなりに教育であるとか、誰が管理をするのかとか、そういう現状の電離則の状況の中でやっているのと同じ状況が必要になるとは思いますが、そういったものはこ

れからどう運用していくのでしょうか。それがないと、先ほどもコンポストを含めて、要するに扱うものが、その後、どういう移動をしていくのか、そういうところまでの管理ができないと思うのですが、その辺の今後の運用の方法等を教えていただけますか。

A：（支援 T）本来、労働安全衛生法、電離則の関係では、直接、こちらの連絡先等になります厚生労働省の担当部局の方からお答えすべきかと思えます。今、そちらにお問い合わせをいただくのが正確なことになります。ただ、今、ちょっと代わってお答えいたしますと、当然、これはそういう電離則の方を適用という形になる、そういう適用対象になるような濃度の汚泥を扱われる場合は、当然、その事業者はそういったことが義務としてかかってまいりますので、そういうことになり、そこについて厚生労働省さんの方でしかるべく指導、そういった適用をされていかれることと考えております。

Q：ごめんなさい。

A：（厚労省）済みません、厚生労働省でございます。基本的にその電離則の適用のあるというところで、先ほど、おっしゃったような教育、またタイベックスの着用、マスクの着用といった電離則に基づく措置をしていただくことになると思います。

Q：それをするとすると、現状の汚泥の処理の人たちは、当然、そういったことを知らないわけですがけれども、その辺の管理はどういう形でやっていくのでしょうか。

A：（厚労省）それはその事業者の方にやっていただくことになります。

Q：事業者にやっていただくというのは、これから事業者が電離則を各事業者ごとに勉強をして管理していく、運用していくことになるのでしょうか。

A：（厚労省）済みません、御質問になられている方、今、どこにおられますか。済みません、ちょっと見えませんでした。当然、そういうことになるということでございます。

Q：現状、先ほども国土交通省の方がおっしゃられていましたが、法的な根拠がないという中では、今、これも望ましいということしか書いていないので

すが、割に事業者任せでやっていくと、その後に出てくるコンポスト等を含めて管理できないように思うのですが、その辺の認識はどういう状況でしょうか。お願いできますか。

A：(厚労省) いわゆる3ヶ月、1.3mSvを超えるような場所については電離則の適用となりますから、そこは強制でございます。

Q：そうすると、それは事業者には周知徹底はいつ頃の時期までに、どういう形でやるのでしょうか。それから、これは実施期間はいつからとなっているのでしょうか。

A：(厚労省) これを発出してということになります。現にまたそういうところが、該当しているところがあれば、こういう通知が出ようが出まいが、そういう該当するところについてはそういうことを措置としてやっていただくこととなります。

Q：発出は今日ですか。これは、適用は、いつからになるのでしょうか。

A：(支援T) 文書自身は今日の日付で発出することになります。

Q：そうすると、事業者がそういった電離則に関する知識があるとは思えないのですが、もしあれば、今日、明日からこれにのっとって運用できるということでしょうか。

A：(支援T) 要するに電離則の方はそういう施行日的な問題であれば、既に適用され得る法律になります。ただ、そういうときにいきなりそういった状態が生じたからといって、その罰則云々という話をするかどうかはまた別の話であると思いますし、既に幾つかの上下水、下水処理事業者などはきちんと測られたり、そういった線量計などの措置を考えておられるように伺っております。

A：(厚労省) 5月の17日に当面の処理ということで、下水処理場でそういうことがあった場合、電離則第3条の1項、先ほどの3ヶ月につき1.3mSvを超える恐れがある場合は電離則の適用があるということで、既に通知を出しております。

Q：それに違反した場合は、当然、罰則もかかるということによろしいでしょうか。

A：（厚労省）そういうことでございます。

A：（細野補佐官）私の方でちょっと補足をしますと、この問題はかなり前からいろいろ、自治体からもいろんな声が出てまいりまして、関係省庁全てが集まって協議を進めてきたという経緯がございます。何名かの方から御質問がありましたけれども、こういったサイトの外の放射性物質について根拠法そのものが、全体をカバーするようなものが存在するわけではありませんので、そういった意味で、いろんな問題が起こり得る可能性そのものは否定できないのです。だからこそ、上下水道ということであれば、今、この段階で言えば上水道も下水道もある程度、自治体がいっぱい意味での管理をしている面がありますので、そこは自治体でマネージできるだろうと。一方で処分をする側も管理型の処分場が主にそういう対象になりますので、ここも、相当程度、自治体との連携の中でできるだろうということなのです。ですから、ある程度、そういう管理ができるという仕組みの中でまずは上水道と下水道のこの汚泥については処理をする、できるだけ安全なやり方を、今回、提示をいたしましたので、そのほか、これからいろんなものが出てくる可能性がありますので、そういったところで、1つ1つ、どういうやり方がいいのかということに関係省庁が集まって、丁寧に1つ1つ、確認をしていきたい。そういう方針です。

○司会

既に御指名をしている方と、済みません、もう時間の関係がありますが、簡潔にお願いできればと思います。今、御指名した方と前のお2人と後ろの方、ちょっと時間も超えてしまいましたので、簡潔に1問ずつぐらいで、是非、お願いいたします。

○福島民友 菅野

Q：福島県の福島民友新聞社の報道部の菅野と申します。よろしく申し上げます。この汚泥の基準ですが、やはり福島県が長く求めていて、ようやくこの基準が出されたことで、その善し悪しは別にして、行政上、この基準が動いていくと思います。その中で1つ、疑問に残るのが、この「10万Bqを超えた汚泥については、その県内で適切に放射線を遮蔽できる施設で保管をすることが望ましい」とありますが、この保管できる施設はどのようなものをお考

えでしょうか。また、当該県にない場合には政府で建設する御予定はございますでしょうか。

A：（支援 T）適切に放射線を遮蔽できる施設と申しますのは、要するに、ある程度、距離を置いたり、そこに人が立ち入らないようにすることも含めて管理をすればいいようなものでございますので、現在も一部、置かれていることと思いますし、そういう形で管理をしていただければいいと思っております。

○司会

それでは、どうぞ。

○共同通信 菊池

Q：共同通信の菊池といいます。汚泥の関係で 2 点、避難の関係で 1 点、お伺いしたいのですが。

○司会

避難の関係は違うテーマでしたね。汚泥のところの話だけでお願いします。

Q：失礼しました。汚泥を 2 点、教えてください。今の質問と絡みますが、10 万 Bq を超えるものについては県内で適切に遮蔽できる施設で保管することが望ましいということですが、この県内が望ましいというのはどういった理念からそういう考え方になるのかということ。あと、再利用の件ですが、園芸用の土等の製品については、当面、製品の出荷を自粛することが適切であると書かれていますが、これは特に放射性物質の濃度の基準が示されていないので、これはつまり汚泥を再利用する際にコンポストや園芸用の土にするのはもう濃度にかかわらず、当面、自粛をするのが望ましい、そういう考え方になるのでしょうか。

A：（国交省）後段についてはそのとおりでございます。

A：（細野補佐）前段の部分は 10 万 Bq という濃度が高いものですので、率直に言うと、それを処理する方法がまだ決まっていなわけです。決まっていなので、これは 1 つの課題として残して、残ってしまっておりまして、当面はとにかくそれ以下のものを処理できるように基準を決めたということで、最終的にはそれについても何らかの方針を示さなければならないと考えてい

ます。

Q：最初に答えていただいた方で追加ですが、となると、例えば西日本、余り高くないということが予想されるようなところでも出た汚泥でも使えないということになるのですか。

A：（国交省）私どもとしては、これを全国に通知するつもりはございません。放射線濃度を測って、それを公表していて、様々な面でいろいろ支障が出ている都県、東日本を中心とした都県に通知をするつもりでございます。

Q：具体的に何都何県かというのをください。県名もお願いします。この資料を発表されるのであれば、これは事前に出しておくべきではありませんか。

A：（国交省）失礼いたしました。北から山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、以上でございます。

Q：ありがとうございます。

○司会
どうぞ。

A：（国交省）あと、静岡県がでございます。

Q：もう1度、お願いします。

A：（国交省）山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、そして静岡県でございます。

○司会
質問をどうぞ。

○フリーランス 江川

Q：フリーランスの江川です。3 ページのところの「処分」のところ、「跡地を居住等の用途に供しないこととした上で埋立処分を可能とする」というところがありますけれども、この「等」はどういうことを考えていらっしゃる

のかということと、これには強制力のようなものがあるのかということを確認させていただきます。

A：（支援 T）掘り起こすようなことですね、掘り起こすようなことを行わないというようなことで考えております。これ自身の方は、今、特に強制力と申しますか、例えば、今、汚泥が持ち込まれる先は産廃の処分場になって、そちらは県の方が規制される形になります。一方で、この下水処理というのは自治体の方から出ているものでございますから、出す方が規制する方ともなりますので、当面、これは罰則を持つような形ではございませんけれども、御理解をいただいて、そういったことをこの方針に基づいてやっていただければと思っております。

Q：今、よく分からなかったのは、掘り起こすことは行わないということをおっしゃいましたけれども、つまり、この跡地を住宅地にしないとか、そういう意味ではないのですか。

A：（支援 T）居住等に供しないというのは正に住宅地にしないということになります。済みません、御質問の趣旨、居住だけ例示されているけれども、「居住等」の「等」はどういう意味だということで、居住以外に具体的に、いわゆる、よく言うこの「居住等」の「等」は何ですかという御質問かなという趣旨でお答えしました。もちろん、居住、住宅地には使わないでいただければということでもあります。

Q：例えば保育園、幼稚園、病院、そういうことに使わないという意味なのかなと思ったのですが、そういうことではないのですか。

A：（支援 T）建物をここの敷地に長く使う、恐らく、そういう意味ではおっしゃられるようなそういう病院、幼稚園などを含めました形で、その「等」の中で読むと考えています。ここに長く滞在するような形、掘り起こすようなこととか長く滞在、時間を過ごすような形のもの、そういうことは余りやらない形で考えていただくということで考えております。

Q：だから、それについて後々までそういうところには家を建てないこと、あるいは幼稚園をつくらないこと、保育園をつくらないことというような、そういう制約をきちっとかけられるということなわけですか。

A：（支援 T）自治体が処分業者さんの方を指導していく中で、そういう形で、そういうことができるのであれば、この濃度で埋設しても構わないということでもあります。

Q：でも、これは埋めてしまったら、それを売ってしまったら、それがどういふところかというのは、後、ずっとフォローできないのではありませんか。

A：（支援 T）例えば産廃の処分施設の場合ですと、そういう譲り渡したりするときも県の許可は得なければいけない形になっております。

Q：普通の埋立地になってしまうことはないということでもいいのですね。住宅にはならないということですが、その後、そこが幼稚園になったり、保育園になったりすることがないような、あくまでちゃんとそのフォローをされてやる仕組みがあると理解をしてよろしいですか。

A：（環境省）環境省でございます。廃棄物処理法の世界でその埋立地、最終処分場を廃止する場合には、廃止の手続きが必要になってきますので、その中できちんと措置をすることになるかと思えます。

○司会

後ろの列、どうぞ。

○NHK 石川

Q：NHK の石川です。今のと関連して、こういう放射性セシウムは半減期 30 年でかなり長期間にわたる管理が必要になると思いますけれども、一般の産廃事業者でそのような管理ができると考えて、おっしゃるのでしょうか。どこに埋め立てたのかというのをきちんと管理する省庁というのは、誰になるのでしょうか。誰が責任を持って、「ここには放射性廃棄物が埋め立てられた」ということが明示的に、長期的に数 10 年間も分るようにしていただけるのでしょうか。

A：（環境省）環境省でございます。まず、私どもの考えとしては、8,000Bq/kg 以下のものを埋め立てる場合にはそこまでの措置は必要ないだろうと。要するに、それは普通に埋め立てても十分なレベル、もちろん、埋め立てるときに留意事項はありますが、そこは通常の範囲内で構わないだろうと考えています。それ以上のものについては、おっしゃるとおり、長期的に管理が

必要になってくるものがございますので、私どもは基本的にはその埋める場所を明確にするとか、当然、そういったことは考えなければいけないので、私どもは災害廃棄物のそういった処分に関しましては、別途、検討会を設けて議論しておりますけれども、その中でもまたそういう議論もされているところでございますので、そこはそういった面できちんと管理をしていく体制を築かなければならないと考えているところでございます。

Q：1点だけ。放射性廃棄物となりますと、例えば低レベルでの地下水への漏出等を防ぐような、様々な措置がとられると思いますけれども、これを一般の産業廃棄物の処理場に持っていくときにそういうきちんとした、地下水に漏れないとか、そういう措置を具体的にどう定めて、ちゃんとしていただけるのでしょうか。

A：（環境省）これにつきましては、私どもは別途、その処分に当たっては留意事項を出すように準備中でございますけれども、私ども、この専門家の間でこの問題について議論をしているときにその水処理をどうするかというのは、実は大きなテーマでございました。その中で1つ、言えるのは、まず、この本文の中にもございますけれども、土壌層をきちんと確保して、そういうところに埋めるとか、あるいは雨が降っても底にしみ込まないようにするために、例えばカバーを設けるとか、遮水シートを設けるとか、そういう留意事項をきちんとした上でこれをやって欲しいということは書いてございます。ですから、そういうふうなことで、我々は水の方は十分、留意して、これを議論して、このものになっておりますので、これを徹底させる意味で我々はまた更に留意事項を通知することは、別途、また原子力災害対策本部さんとも議論をしながらやろうと思っておりますけれども、そういうことで徹底させたいと思っております。

Q：あと1点だけ。その関連で予算措置はどうするのですか。結局、これは全部、地方自治体がおっかぶることになるのでしょうか。

A：（支援 T）当面、今、特に追加的な予算措置が政府の方で行われているわけではございませんので、まずは自治体さんの方で取り組まれる形になると思います。例えば追加的な費用が発生した場合に、後にそういったものの賠償とか求償とか、そういうことの責についてはまたそのスキームの中で議論がされることだと考えております。

A：（細野補佐）国の負担を検討しています。まだ予算の措置はできていませんが、正にそれを検討しているところです。

○司会

次の方、お願いします。

○NHK 山崎

Q：よろしいですか。

○司会

ごめんなさい。どうぞ。

Q：済みません。続いて、NHK の山崎です。細野さんに御見解をいただきたく、質問します。今、各社からも関心が高く出ているこの汚泥の処理の問題についてですが、その家や、その周辺で住む場合、どうするのか、産業廃棄物としてどう処理をするのか、予算の問題も含めて、今回、示されたこの基準について担当の細野さんとしてはどう評価されているのか。今、出た、この15分ぐらいでもかなりの指摘が出たと思うのですが、担当の政治家として、今、その辺りの問題点等をどう考えていらっしゃるのか、少し整理をしてお話しただければと思います。

A：（細野補佐）担当の政治家かと言われると、私も調整には入りましたけれども、これはもう私の範囲を大幅に超える各省庁にわたる問題なのです。ただ、どこの省庁も前に出ないと物事が解決しませんので、補佐官は正にそういう球拾いをするのが仕事だと思って、正に集まってもらって調整をしたという経緯がございます。各省庁、非常に苦勞をしましたけれども、安全なやり方がどういったものかということについて、相当、突っ込んだ話し合いをした中でここに至ったということがございます。この解決がベストかと言われるれば、とにかく、安全でもう全く問題がなくて完璧なものかと言われるれば、率直に言うと、いろんな御意見はあるだろうと考えます。ただ、自治体が管理をできる上下水道の施設であり、そして管理型処分場を主な処理施設と考えておりますので、そこには自治体もある程度、関与できるという中で作業をされる方、周辺住民、そういった方々に「これならば健康被害は生じない」ということを、安全委員会ともしっかり、いろんな話し合いをする中で最終的にこういう形で出てきたと考えております。したがって、今、我が国が置かれている状況からすれば、このやり方は私は適切なものであると思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。1つだけ。国土交通省の方、帰られるときに、先ほど、自治体の名前をばっと読み上げていただいたのですが、あれだとちょっと分からないので、手書きでもいいので、出るときに自治体の名前を書いて、後でコピーでもしていただいて各社に配っていただけると助かります。そういう情報は1番大事な国民の知りたい情報なので、本当ならこのペーパーにちゃんとどの自治体が対象自治体かというのは書くようにしないと、一体、誰に伝えているのかという話になるので、今後、それはよく気を付けてください。よろしくお願いします。

○司会

事務局の方で準備をするようにいたします。最後ですね、お願いします。

○ブルームバーグニュース 稲島

Q：ブルームバーグニュースの稲島と申します。何点かありますけれども、2ページ目等で書かれているこちらの管理型処分場は水道施設、下水処理場など、こういった処理をしている設備ということでよろしいでしょうか。あと、先ほど、細野さんが少しおっしゃっていましたが、今後の処分はこの高濃度のものに関しては決まっていないということですが、これはこの10万Bq/kgの以下のところの仮置きというのも、これは一緒なのでしょう。あと、2ページ目で「ほか、希釈等により、この合計濃度が低下した場合には低下後の濃度で評価する」とあるので、これは極端に言うと水でばんばん薄めて、水に近い状態にしてしまえば、この埋設処分のような形のことでもできるのかなと思ってしまうのですが、その辺の解釈を少しお願いします。

A：（国交省）管理型処分場でございますが、これは産業廃棄物処分場のことでございまして、下水処理施設等ではございません。希釈の話ですけれども、これは水というよりも、固化の場合はセメントと混ぜてコンクリート固化をしたり、アスファルト固化をする。希釈の場合も例えば砂と混ぜる、そういうことを考えております。

Q：すみません、もう1点で、その仮置きのこの後の計画は、結局、10万超えと一緒に、このままずっと、何か新しく指針ができるまでは、取りあえず、ずっとこちらに置いておくというガイドラインになるのでしょうか。

A：（国交省）それは（6）のところにありますように、8,000Bqのところ、1

つ、線を引いていますが、8,000Bq 以下の場合には居住に要さないということであれば、そういう処分ができるということでございます。ほかの 8,000Bq から 10 万 Bq にかけてのところ、あるいは 8,000Bq を超えて農耕、居住の用に供するような場合は個別に、処分場ごとに評価をした上で、それで処分できるかどうかを決めるということがここに書かれてございます。以上でございます。

Q：済みません。全部読んでいなかったものですから。その処分場ごとに評価というのは、処分場が判断するということですか、それとも行政側で判断するということですか。

A：（国交省）行政側でございます。

Q：そのときの判断基準はどういうものがあるわけですか。個別に線量、若しくは Bq を見て、これであればそのまま埋めるとか、そういった形になるわけですか。

A：（支援 T）それは 1 ページ目の 1 の（1）の③にあります。処分の安全性につきましては「処分施設の管理期間終了以後、周辺住民の受ける線量が基本シナリオに基づく評価において $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ であり」と書いてあります。この安全委員会が示しました目安に当たるかどうかということの評価することになると考えております。

○司会

ありがとうございました。以上で本テーマに関する質疑は終わりにさせていただきます。関係者の方におかれては御退席いただければと思います。本当にどうもありがとうございました。

○フリー 木野

Q：済みません、フリーの木野ですけれども、今、来られた方、出席された方のお名前と所属をお願いできればと思います。

○司会

分かりました。後で。

Q：時々、いろんな方が来られるので、今後もそれを最初に出席者のところで

いただけると非常にありがたいのですが、お願いできますでしょうか。

○司会

可能な限り、努力をするようにしたいと思います。どうもありがとうございます。それでは、質疑を続けさせていただきますが、もう、そのテーマを限らず、説明した事項、その他でお願いいたします。お願いでございますけれども、毎回、お願いしておりますけれども、是非、冒頭にまとめて御質問いただければと思いますし、できれば簡潔にということと、誰あての質問かということも御所属とお名前と共におっしゃっていただければと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。後ろの、ちょうど前から3番目の方ですね。前のこの2列目の3番目の方、続けてお願いいたします。

○読売新聞 野依

Q：読売新聞の野依と申します。文部科学省と保安院の方に伺いたいのですが、伊達市と南相馬の227地点のモニタリングで、今回、車で測定したということですが、これは面的に高い線量率が計測されたと考えられるのか、この数値に関しての評価を伺えればと思います。あと、この線量率が単純に続けば、年間 $3.8\mu\text{Sv}$ でしたら 20mSv ぐらいになりますが、この227地点のうち何地点が $3.8\mu\text{Sv/h}$ になるのかということ。あと、これは保安院さんの方に伺いたいのですが、今回の結果を踏まえて特定避難勧奨地点の決定ということになると思うのですが、このデータをもとにどうやって年間 20mSv を超えると判断するのか、その点についてお尋ねできればと思います。

A：（文科省）まず、文部科学省でございますが、例えば資料の45ページに、それぞれ今回測定したものについてのデータを図の中に書き込ませていただいております。これを御覧いただきますと、1つのラインの中でも値が高くなったり、低くなったりしているということが見ていただけるのではないかと思います。そういった意味で今回の場合は面的に広がっているというよりは、やはりその地点の中で高い地点と高くない地点が混在しているという評価をいたしております。1年間の積算線量の計算の考え方ですが、文部科学省の方で1ヶ月に2回、発表させていただいている線量マップの中でののおおよその考え方では、やはり3月の事故初期には少し高い量があったので、単純に1年間、同じ線量で割っていくと $3.8\mu\text{Sv/h}$ となりますが、そうではない考え方を考えております。具体的には、この連続したデータがないところについては、ポイントの32地点というところのカーブと比例するという推計方法、そういう考え方もとっておりますと、大体、 $3.2\mu\text{Sv/h}$ 以上のところだと、

事故発生後1年間の積算線量率が、大体、20mSvになるのではないかと、大体、そのような形で考えております。したがって、今回の測定点の中でもその数字の辺りが目安の1つになるのではないかとと思いますが、具体的にどの地点をどういうふうを選択していくかは、今後、被災者生活支援チームの方で、地元ともいろいろ調整しながら判断されていくものと承知しております。済みませんが、何ポイントで、その値以上の数が幾つあるかは、今、直ちには計算はしておりません。

A：(保安院) 今の答えで、大体、私に対する質問もお答えいただいたように思うのですが、いかがでしょうか。

Q：一応、その3.2 μ Sv/hという数字が目安となって、そこで除染できるかできないかを含めてこの勧奨地点を定めていくという考え方でよろしいですか。

A：(文科省) おっしゃるとおりです。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、前の方。

○毎日新聞 奥山

Q：毎日新聞の奥山です。東京電力が6月10日に発表されたことで細野さんにお伺いしたいのですが、東電の中に事故調査委員会を作ると発表されていますが、この件について細野さんに事前に報告とか相談はあったのでしょうか。2点目。相談があった場合、それで設置を認めた理由を教えてください。もしそういう報告等がなければ、今回、東電さんが設置したことについてどう思われているか、見解を教えてください。3点目について、事故の当事者がこのような調査委員会を設置したということで、政府の方にも事故調ができたわけですがけれども、例えばその当事者へのヒアリングとか、政府の事故調がする前に自分たちでヒアリングをして、ヒアリングをされる側としては下請であれ、社員であれ、自分の会社、あるいは仕事をもらっているところからされるわけですから、当然、思うような本当のことをひょっとしたら言えないかもしれないという恐れがあると思うのです。そういう中で、東電が先にヒアリングをして、それを発表されると、ひょっとしたら何か本当のことが表に出てこない恐れもあるのではないかとと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

A：(細野補佐)6月10日に事故調査の機関を立ち上げるということについては、相談というよりは事前にそういうことをしますからという報告がありましたので、承ってはおりました。それでどう思ったかということですが、これだけの事故ですから、やはり当事者としてもいろんなことを検証するというのは自然なことですし、やった方がいいか、やらない方がいいかと言われるれば、あえて感想を言うならば、それはやった方がいいだろうと私は思うのです。あとは東京電力の方でも、漏れ聞いているところだと、その関係者が直接やるというよりはちょっと離れた立場にある人たちがいろんな調査をして、外部の人も入れているということですので、その辺の客観性はやはり担保すべきだろうとは思いますが。政府の事故調査委員会は東京電力の事故調査委員会からは、一切、影響を受けません。それは独立をした、しかも検事の経験者がしかるべきポジションについていますので、全く影響を受けませんので、今のような御心配は全く必要ないと思います。

Q：影響を受けないというのは、政府の事故調が影響を受けないということはそうなのかもしれませんが、調べられる側は先に、東電さんの事故調査の進め方がまだちょっと分かりませんので、そうすると、細野さんは報告を受けたときに、これは東電が自分たちですることの内容については問題がないと判断されて、先にやっても、今後、政府の調査に全く影響がないと判断をされて、そういうことを自分でやることは悪くないので構いませんと、そういうことでいいでしょうか。

A：(細野補佐)私は東京電力がやるこの事故調査そのものをいいとか、悪いとか、そういう判断をする立場ではありませんので、全体の調整役をやっていますから、事故調査委員会の対応について御相談があればしかるべき人にきちっと、大臣なり総理なりに判断を仰ぐケースもありますので、そこはちょっと止めてくださいということをする立場にはあると思います。ただ、事故調査そのものに関しては、これは東京電力が会社の中でやることですので、許可をすとか、そういう立場ではないと思うのです。あとはこれだけの事故ですから、それこそなあなあ調査は絶対に認められませんし、これは歴史的にもしっかり検証されなければならないことですから、そういう意識を持って調査をしっかりしていただきたいとは思いますが。

Q：意地悪く見れば、東京電力が先に調査をして、調査の仕方によっては事実も幾らでも自分たちで作りようがあるので、都合のいい事実を作って、それを発表して、それを既成事実化することもできるのかなと、そういう懸念を

感じたのですが、そういうことはないということでもよろしいでしょうか。

A：（細野補佐）政府の方でやる調査は第三者機関ですので、私は直接、関与できませんけれども、そこはもう厳格にやりますから、そういう他の調査とはかかわりなく、事実をしっかりと調査しますので、そういうことの御懸念があるようなことには絶対にならないと思います。

○司会

ほかの御質問、いかがでしょうか。前の1番後ろの方で、そちら。こちらの2列目の3人目か2人目、手を挙げた女性の方ですね。

○共同通信 岡坂

Q：共同通信の岡坂です。保安院さんにお伺いしたいのですが、特定避難勧奨地点の関係で1つは、これはこれから住居単位で指定するというのでしょうか。既に決まった住居等はまだないという理解でもよろしいでしょうか。「避難を支援」とありますが、具体的にどういう形でどのような支援を想定されているのでしょうか。除染が容易でないということが条件の1つですが、除染ができないというのは具体的にどういう状況のことを想定されているのでしょうか。「妊婦と子どもさんがいる家庭の避難を促していただけるよう、自治体と相談」ということですが、これは現時点でその対象になった家庭にたまたま妊婦、子どもがいるならば避難すべきだと政府として考えていると理解をしいのでしょうか。以上をお願いします。

A：（支援 T）原子力被災者支援チームの須藤と申します。御質問、幾つかお答えしています。まず、地点の指定でございますが、今日、モニタリングの結果が公表されておりますけれども、現地でこれから調整に入っていきますので、指定は来週以降になる見込みでございます。避難の支援、どのようなことが考えられるかということでございますが、避難をする場合にはまず仮設住宅等が必要になってくるかと思えます。こうした避難先の支援ですね。具体的には災害救助法等の支援が考えられるかと思っております。もう1つは、賠償の問題でございます。これは、当然、賠償の審査会で御議論いただくことになるかと思えますけれども、こういったことについても問題意識をお伝えしていくということをしてまいります。それから、残られる方がいらっしゃいますので、残られる方にはそのデータの動き、モニタリングのデータの動き等の情報提供の充実をしていくことを考えております。除染が容易ではないということでございますけれども、この「地点」は正に「地点」

と名づけておりますように、区域的に字単位とか、そういう広がりではないわけですが、実際、測っていきますと雨樋の下がちょっと高いとか、ここの側溝が高いというような場合がございます。こういった場合は洗ったり、掃除をしたりということで対処ができる場合がございますので、計画的避難区域にするほどの区域的な広がりはないけれども、住居単位での広がりがあるような、全体を除染するのは技術的にもまだ大変だという場合のことを指して「除染が容易ではない」ということをしております。妊婦と子どもにつきましてでございますけれども、これはやはり、是非、放射線の被ばくを避けるべき対象だと考えておりますので、これはもちろん、自治体と連携して、今回は正に地点単位でございますので、自治体は戸別に各家庭と御相談をしております。こういう場を通じて避難を促すという対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

Q：エリアの件で1点、追加です。冒頭、西山審議官がおっしゃった、これは4地点ということでよかったのでしょうか。これが今のところ、想定されている地点ということでよろしいでしょうか。

A：（支援 T）例に挙げましたのは正に地点の候補でございます。この後の詳細モニタリング、文部科学省さんがやられているもの、それから、県等で公的なモニタリングをやっておりますので、今、この結果を突き合わせて、正にお宅単位で、何とかさんのお宅は、これはそうだ、これはそうではないというところの分析をして、地元では調整をしているところでございます。

Q：ありがとうございます。

○司会

後ろの指名しました方、お願いします。

○朝日新聞 佐藤

Q：朝日新聞の佐藤と申します。今のに関連してですが、ということは、今日はこの特定避難勧奨地点を作ることを決めて、その指定は来週以降で、この4地点は想定される候補地である。その地点の面積はどのくらいでしょうか。

A：（支援 T）続きましての御質問でございますが、御指摘があったように、今日は制度、仕組みを決めたということでございまして、地点指定は来週以降でございます。先ほど、例に挙がっております4地点は区域的な広がりがな

ということでお示しをしたものでございまして、候補地でございます。この中でと申しますか、この周辺で正にモニタリングのデータを基に決めていくということでございますが、まだ候補地という段階でございます。お答えをしていないのは面積でございますけれども、済みません、これは測っている段階でございますので、これからということでございますが、少なくとも字単位で指定をするということではなくて、何百 m とか何十 m とか、そういう単位の中での広がりかなと思っております。これについては予測でございますけれども、また調べて、詳細に調べた上で地点の特定をする予定にしてございます。

○司会

よろしいでしょうか。ほかの御質問、いかがでしょうか。後ろの女性の方ですね。次にこちらの男性の方、1 番端のラインでございます。

○NPJ と吉本興業 おしどり

Q : NPJ と吉本興業のおしどりと申します。よろしく申し上げます。まず、保安院の西山審議官にお聞きします。この特定避難勧奨地点の 20mSv 以上の地点で、1 番高い値が出た場所と名前を教えてください。文部科学省の坪井審議官にお聞きします。5 月 16 日付の文部科学省と厚生労働省から出た各大学、研究機関、学会あての文書ですが、「必要以上に詳細な調査、研究が行われることのないように配慮すること」という文書で、実際、飯館に調査をしに入られたお医者様が国の許可がないと調査、研究ができなくなった、健康相談が受けられなくなったということで飯館を後にされたそうですけれども、そのことについての見解を教えてください。あと、本人からの請求があれば診断結果を公表するということでしたが、放医研にお聞きした結果、そのスペクトルピークグラフはいただけましたが、それが小さ過ぎてよく分からなかったので、数字のままデータが欲しいと交渉したのですが、生データは渡すことができないと断られてしまいました。本人が請求しても、診断結果、データ結果がいただけないということですのでけれども、この認識を教えてください。あと、安全委員会の加藤審議官にお聞きしようと思ったのですが、今日、被災者支援チームの方がおられるということで、そちらにお聞きします。6 月半ばから福島県健康診断が始まりますけれども、飯館から 20 名がピックアップされるということで、そのピックアップされる方々の年代を教えてください。その条件などを、個人名ではなく年代を教えてください。セシウムの生体半減期はもう過ぎましたけれども、ある程度、検査をして調べられるということで、しかし、ヨウ素は半減期も生体半減期も全く過ぎていますが、そ

れがゼロだった場合、将来、甲状腺の機能障害などが出てきた場合、その因果関係などの証拠、証明はどうするのでしょうか。村議会の方が御説明を受けられたときに、セシウムはまだ何とか調べられるから大丈夫という説明だけで、ヨウ素のことは全く、御説明を受けていなかったのですが、その点はいかがのでしょうか。よろしくお願いします。

A : (文科省) 1 番目の問いは、1 番高い点は今回お配りしている 40 ページ以降、今回このデータの中で 1 番高かった点という御質問でよろしいですか。

Q : 保安院の西山審議官が御説明されていた特定避難勧奨地点についてですけれども、それと対応するのがこちらの環境モニタリングの結果。

A : (文科省) 4 箇所について、4 地点についての中でということによろしいですか。

Q : この地図ですが。

A : (文科省) この地図ですね。計画的避難区域と特定避難勧奨地点についてというこの図の中ですね。

Q : そうです。

A : (文科省) これは南相馬市のこの境界上にある地点のところ、この中では 1 番、高いということでございます。積算線量の推計値は、これは 6 月 3 日、公表したときのものでは 23.8mSv となっております。

Q : 年間で。

A : (文科省) 事故発生後 1 年間です。この 4 つの中ではこれが 1 番、高いものです。続きまして、飯舘村に入られたお医者さん、研究者の方がどういう状況の中でこの国の許可がないとできないのか、その国の許可を誰が求めた結果、どうであったかというところは、なかなか承知できていないのですが、元々のこの通知の方は被災者の方に迷惑がかからないようにという趣旨で出されたものです。ですので、その方の行われる行為が被災者の方の迷惑になるかどうかを誰が判断して、そもそも、その許可は誰がするのか、誰が断られたのか、ちょっと状況が分からないとなかなかお答えのしようがないかな

と思っております。通知の趣旨はあくまでも被災者の迷惑になるような調査、研究について、研究本位というか、興味本位だけでやられては困るということ、いろいろな学会の方からの要請もあって、通知文書で出したものであることは、この間、申し上げたとおりでございます。

Q：この文書では「過度な負担とならないよう」ということですが、現状として福島の方々が一刻も早く、少しでもたくさん、調査、研究をして欲しいという現状なので、この文書はやはりそぐわないのではないかということなのですが、いかがでしょうか。

A：（文科省）ですから、それが被災者の方が望んでいるものであれば、もちろん、望むことはやるべきだと思います。

Q：望んでいます。

A：（文科省）ですから、したがって、その望まないようなことをやらないようにというこの文書を誰がどう解釈されたか、事実関係が分からないのですが、どなたが許可されなかったというふうに言っているか、その辺を教えていただかないとちょっとお答えのしようがないかなと思います。

Q：それは許可がされなかったのではなく、この文書で許可がないと調査ができない状態なのではないかということでした。

A：（文科省）その研究者の方は独自に判断をされたということでしょうか。

Q：そうです。

A：（文科省）それでは、そういう趣旨ではないということをお研究者の方に分かっていたらいいだろうと思います。被災者の方に迷惑がかからないような、という意味なので、被災者の方が、是非、研究してくれと望んでいるものであれば、当然、それはこの通達で言っていることとは何も反しないものだと思います。

Q：その望んでいる状況の中で、このような方、調査をしないようにすることだけの文書が出るのはその本来の趣旨でなくても、圧力になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

A : (文科省) それであれば、逆にこの文書を出したところにその研究者の方が問い合わせさせていただいて、私がこういうことを計画しているけれども、この文書に反しますかということを確認いただいたらいいのではないかと思います。私は少なくとも今のお話であれば、被災者の方が望むようなことを止めているということは、この文書の本来の趣旨ではないと思っております。

Q : 分かりました。それでは。

A : (文科省) 放医研の方ですが、いわゆるグラフは放医研から提供した、その際、その数値データはどういうものがあるのか、よく承知していないのですが、これは具体的にどういうものが存在して、どういうものを出しているのか、出せないか、もう 1 回、放医研に聞かないと分かりませんので、確認してみます。

Q : よろしく申し上げます。

A : (細野補佐) 私も放医研の担当の皆さんと、行政の方も含めて、随分、議論をしましたが、平時ではないので、健康に不安を持っている方々に対して、最大限、情報提供するようには私の方からも強く要請はしてあります。ですから、個人情報に当たるものを御本人に渡すのは、もちろん、何の問題もないし、むしろ渡すべきものですから、そういう対応はしていると思います。ただ、一方で、今、放医研は相当、忙しくなっていて、作業員の皆さんとか、1 番、心配な方々の診療、実際には検査をしているということで、そちらにかなりのエネルギーを費やして、もう、人がいっぱいいっぱいになっているのも事実なのです。そうなったときに、全てのデータを全部、出すというのがすぐにできるなら問題はないと思うのですが、できなくて、時間がかかって、手間がかかってということでそういうことを言った可能性はあると思うのです。確認はしてみますが、その辺は最大限の情報提供はするけれども、いろんな事務的な問題も含めて限界があった可能性はあるのではないかと思いますので、そこは、若干、全体の優先順位を付けてやらざるを得ない状況であるということは理解をしていただけるとありがたいなと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。5 月 30 日に検査を受け、20 分、交渉の末、データをいただけなくて、それで 6 月 4 日に請求したらいただけることになったのですが、結局、6 月 8 日の電話の段階で 6 月 15 日に放医研ま

でとりに来たら渡すということになったということをつけ加えておきます。
よろしくをお願いします。

A：(細野補佐) 私もそこはちょっと調べてみます。

A：(保安院) 保安院です。健康管理調査の御質問をいただいたかと思えますけれども、今、福島県の方でこの調査のやり方の全体像を作っておられる段階で、近い将来にまとまったところで発表されると理解をしていますが、基本的な調査、全県民を対象とする基本的な調査と特定の区域に関する詳細な調査という組合せだろうと思いますが、いずれにしても、今、全体像を練っておられるところと理解をしております。今、分るのは以上です。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：ヨウ素の半減期がとっくに過ぎていますが、その将来の因果関係ということに関してのお答えはいかがでしょうか。

A：(保安院) その詳しい内容は今は分かりません。

Q：分かりました。回答をお待ちしています。

○司会

次の質問で、御指名させていただいている方、お願いします。

○福島民友 菅野

Q：度々、済みません。福島民友新聞社の菅野と申します。特定避難勧奨地点について、保安院さんに1点と東電さんに1点ずつ、質問したいと思います。私はちょっと制度理解が不足しているかもしれませんが、まずはこの勧奨地点の候補が4地点であるということで、これは今後のモニタリング調査や自治体との協議で増えていくものなののでしょうか。東電さんにお伺いしたいのは、この地点に指定された場合には1戸当たり100万円、単身世帯75万円を支払う一時金の支払い対象になるのでしょうか。以上、よろしくをお願いします。

A：(支援T) 今、御紹介しておりますとおり、対象候補4地点、この中から細

かく分析をしていくわけですが、当然、これからモニタリング、メッシュを細かく測っていくことになると思いますので、可能性として新しい特定避難勧奨地点が出てくる可能性はあるということでございます。ただ、今までの文部科学省さんのモニタリングの中で年間積算線量が 20mSv を超えた地点が、計画的避難区域以外で超えた地点が正に先ほど御紹介した地点でございますので、この地点について調査をかけております。今後、またモニタリングの結果を見て、先ほど申し上げましたように、容易に除染できるかどうかといった基準のもとに判断をしていくということでございます。

A：（東電）東京電力でございます。この特定避難勧奨地点に対する、避難された方に対しまして仮払い金をお支払いするかどうかについては、ちょっと確認をさせていただきます。

○司会

次の質問はいかがでしょうか。前の方、お2人、続けてどうぞ。

○毎日新聞 河内

Q：毎日新聞の河内といいます。保安院の西山さんにお尋ねしたいのですが、先ほど、今の前の質問に関連してですが、特定避難勧奨地点の先ほどのモニタリングですが、今回、文部科学省のこのモニタリングの結果に基づいて、いわゆる年間の積算が 20mSv 以上のところを、このような地点を候補にして詳細にやるという話ですけれども、これ以外のところでも、当然、居住単位だと、実際、発生するのではないかと思うのですが、今後もほかにモニタリングをどんどん広げていく、そのどのように広げていくのか、そのお考えがあるのかというのをまずお伺いしたいのが、1点。それから、その4地点ですけれども、世帯数はここに50世帯とありますが、それでいいのでしょうか。世帯数を教えていただけないでしょうか。

A：（保安院）モニタリング、要するに、今、御質問の趣旨はこうやって現在のモニタリングのやり方で見つかったところがありますねと、それ以外のところにも可能性があるのだから、もっとどんどん地点を増やしていけば、更に見つかるのではないですかという意味ですね。それは現在のモニタリング計画の強化をしていく中で、また出てきましたら、そこをまたしっかり調べるということになっていくと思います。

A：（支援 T）世帯数ですけれども、これは正に特定避難勧奨地点と名づけてお

りますように、すぐ隣で高かったり、低かったりというところがございますので、また、地点の特定をまだしておりませんので、済みません、何世帯というのがお答えしづらい状況ではありますが、大体、それぞれ、例えば何十世帯という単位で見ていくという形になります。1番最初の方の質問とも重なってきます。どのぐらいの広がりがあるかということでございますが、字全体という形ではなくて、周辺の何十世帯という単位の中で見ていくことになろうかと思えます。

○司会

よろしいですか。隣の方、どうぞ。

○日経新聞 川合

Q：日経新聞の川合と申します。細野補佐官にお伺いしたいのですが、先ほどの放医研と少し絡みますが、放医研で開発したホームページがございまして、福島第一原発で近くの住民の方がどれぐらいの線量を浴びたかをホームページ上で自分で確認できるシステムを開発しています。その公開が5月の20日の予定でしたが、それが延期になったまま、1ヶ月、たっています。これについて、当初は個人情報の点から公開をしない、公開を延期するという説明がありましたけれども、先ほどの細野補佐官の御説明では住民自身が自分の線量を見ることについては個人情報上の問題はないとおっしゃっていましたけれども、この放医研のシステムが公開されていない理由について何か御存じでしたら、教えてください。

A：（細野補佐）放医研の方のそのホームページのソフトですね。その件については全く逆の懸念があったわけです。つまり、個人情報を誰かが入れた場合はそれを第三者に知られてしまう可能性があるんで、それをどうセキュリティーをかけていくのかという懸念があると聞いておりました。あとは具体的にどのように扱うことで、本当の意味で住民の皆さんにしっかりと御自身のいろんな意味でのリスクを知っていただく方法になるかということについて検討していると聞いておりましたが、1ヶ月たっていますので、確かに、その間、どうなったのかという経緯は、済みません、私はちょっと把握していないものですから、確認をしてみたいと思えます。

Q：住民にとっては自分の浴びた線量が概算ではあるけれども、調べられるというのはよいことだと思いますし、不安を解消する上では情報は多い方がいいとは思っているので、是非、その辺り、御確認いただければと思います。

○司会

次の質問はいかがでしょう。後ろの段、1番後ろの向こうの方です。更に1番前の男性の方、お願いします。

○NHK 原田

Q：NHKの原田と申します。東京電力の松本さんにプラントの関係で伺いたいのですが、冒頭の説明の中で浄化装置の4系列のうちの1系列のポンプ1台ににじみが出て予備に切り替えたというお話があったと思います。これは4系列ということでキュリオンかと思いますが、その確認と、ポンプというのは具体的にどのような場所にあって、どのように故障したか、原因として考えられるものとしてはどのようなものがあるのかというのを、まず伺わせてください。

A：（東電）セシウム吸着塔の設備でございます、こちらは以前、絵でお示しさせていただいたとおり、真ん中の段でございますが、セシウムを吸着するラインが4系列ございますので、その1系列ごとにポンプが2台ずつついております。そちらのポンプの1台ににじみが出たということで、予備の方に切り替えての運転になります。にじみの箇所につきましては、詳細は判明しておりませんが、基本的によく漏れる箇所といたしましてはポンプのグランド部ではないかと考えています。現在のところ、修理の方法等を検討している段階でございます。

Q：あと1点だけ伺わせてください。7月から高濃度汚染水を入れるタンクが、順次、1万tで設置されていくというお話がありましたけれども、これは具体的な設置計画としていつまでに終わるのか、1ヶ月に何t分ぐらい設置されるのかということと、超低濃度のタンクに比べて設置が遅れている理由があれば教えてください

A：（東電）こちらは順次搬入いたしまして、8月上旬には設置を完了する予定でございます。遅れているというわけではございませんが、高濃度の汚染水を貯めますので地下式ということになりますので、そういった工事が必要になります。

○司会

どうぞ。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。前回からちょっと間が空いてしまいましたけれども、前回の確認をしてお答えいただくということと、新たに質問をして、追加をして聞きます。3年前に週刊誌の記事を書いたときに、警視庁人事第一課の人材情報センターという天下りを斡旋している部署の情報公開請求をして、文書を手に入して、東京電力は本社総務部、本社営業部、東京支店、多摩支店、こういうところに警視庁から天下りを入れていますが、それぞれ、何をやっているのかということですね。そのときに東京電力も取材をしまして、この広報部の小林商司さんという人ですけれども、この人たちは警察との連絡窓口をやっているというのですが、これは前回も聞きましたが、警察との連絡窓口というのは具体的に何をやっているのですか。あと、こういう人たちが警視庁からだけでも東京電力に嘱託社員として十数名いるということですが、これも前回も聞きましたが、この人たちはどういう役職で何をやっているのかということ。それと、これも前回も聞いていますが、栗本英雄元警察庁刑事局長も顧問として天下っているわけですが、結局、これは何をやっているのですかということです。これはもう1回、改めてちゃんと答えてください。

A：（東電）ちょっとメモを用意しますので、少々お待ちください。

○司会

次の御質問にまいりましょう。そちらから2列目の、後ろから2番目の方とその後ろの女性の方。前の男性の方、次、女性の方です。

○共同通信 須江

Q：共同通信の須江と申します。原子力安全委員会にお伺いしたいのですが、今日、出した「指針類の検討について」ですが、私の間違いだったら申し訳ありませんが、専門部会の下に更に小委員会を設けるという話があったかと思ったのですが、その具体的な検討、その専門部会なりをどういうふうに検討するかという組織づくりがあれば、詳しく教えてください。防災対策の方ですけれども、こちらは例えばEPZの指針、8kmから10kmというあの指針が今の警戒区域の指針とは違うということで、例えばほかの各都道府県が原子力周りの放射性物質を監視する際に、国の指針が早く見直しが決まらなと、なかなか、どこまで監視強化をすればいいのか決められないということもあるのですが、こちらの方はペーパーの下にいついつまでというのがな

いのですが、例えば何となく目安としてこちらはどれくらいまでにこういうことをしたいというのがあるのか。済みません、ちょっと話が戻ってしまいますが、「安全審査指針類の検討についての指示」の1番下「平成24年3月を目途」とございますけれども、まずその時点までは4点、例えば早急にやるべき対策はここまでにまとめてしまうとか、そういった意味と取ってよろしいでしょうか。その点についてお願いいたします。

A：（原安委）まず、検討体制ですが、具体的にはそれぞれの専門部会でお決めいただくこととなりますけれども、これまで原子力安全委員などと御相談している範囲では、それぞれの専門部会の下に指針の見直しをスピーディに進めるための小委員会的なものをつくった方がよいただろうということになっておりまして、今、その方向で準備を進めております。したがって、正式には原子力安全基準・指針専門部会、あるいは原子力施設等防災専門部会、それぞれ、最初にやるときにそういったことを部会で決めることになるということです。

防災指針につきましては、御指摘があったように、EPZの問題など、明らかにこれまでの指針の決めでは現状に、あるいは起こったことに合わなくなってきていますので、そういった意味では、あるいは設計審査指針の方の全交流電源喪失の問題など、明らかに直さなければいけない問題がありますので、そういったものはどんどんやっていく。そういった案がまとまり次第、どんどん直していくということで進んでいきたいと思っております。防災指針、2枚目の紙の方にはそういうことは書いていませんが、実際はそういうふうにやっていきたいと思っております。

そういうことで、一方、細野補佐官の方でおまとめくださいましたIAEAへの報告でも、28の教訓の中にはいろいろ、この安全規制のやり方に関わってくるものもありまして、それとの関連で、今回、指針類も抜本的に見直すという必要も、当然、あります。それもやっていますが、そういうのもやりつつ、一方、速やかに直さなければいけないものはどんどん直していく。言わば、ダブルトラック方式で臨んでいきたいと思っております。

Q：済みません、その追加で、細かい話で恐縮ですけれども、防災指針の方に今のところ、年度とか年数が書いていないのは、まず安全審査指針の方を、ダブルトラックではあるけれども、先にやりたい。そういう方針であるのかということ。あと、6月22日の最初の会合は、専門部会でこういった組織で、今後、進めていきます、そういったことを決める会合であると理解すればよろしいでしょうか。

A : (原安委) この基準・指針専門部会、22日にやりますけれども、そこではそういった小委員会を置くのかどうかとか、そういうことを決める、あるいはまたその上での仕事の進め方などを決めることになると思います。防災指針についても、この部会のメンバーの日程がそろい次第、始めます。別にこれは設計指針の方がまとまらないとやらないということではなくて、これも同時並行でやります。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○司会

後ろの女性の方。

○共同通信 佐分利

Q : 共同通信の佐分利といいます。先ほど、特定避難勧奨地点の南相馬市では23.8mSvと、4地点の中で1番高いということでしたが、念のため、ほかの3つの地点の詳しい数字を教えてください。この地図の日付が6月3日となっていますが、最新値の値ももし分れば、教えていただきたいのですが。

A : (文科省) 伊達市の霊山町の石田というところが20.0mSvでございます。

Q : 済みません、その3つのどのところになりますか。

A : (文科省) この地図でいうと、伊達市の方では東側の地点、○が2つ重なっていると思いますが、そのうちの1つが20.0mSvです。

Q : 1つというのは上の方ということですか。

A : (文科省) 上の方です。2つ重なっている下の方が霊山町の石田ということで、20.1mSvです。あと西側の霊山町の上小国というところが20.8mSvです。事故発生後1年間の積算線量の推定は、実はこのマップを作るときだけで行ってまして、大体、これは1ヶ月に2度ほど更新しています。したがって、この6月3日発表時点のものが、今、1番新しいものでございまして、またこれは1ヶ月に2度ほど更新をして、また新しいデータがまとまりましたら、また発表していきたいと思えます。

Q：そうしますと、資料の1番最初のページの2番目にある「6月5日、6日及び10日から14日までのモニタリング結果を踏まえて」というのは。

A：（文科省）これは日々の空間線量率の値を測っているもので、いわゆる毎時何とか μSv という値ですので、こういう値をまた使って、また6月何日時点の新しい、その時点で推計する年間の積算線量のようなものはまたそのときに計算をいたします。この計算は、大体、1ヶ月に2回やっているということです。

○司会

次の質問はいかがでしょうか。この列の前から2番目の男性の方と、そちらの1番後ろの女性の方ですね。

○朝日新聞 今

Q：東京電力の松本さんに伺いたいのですが、現在、福島第一原発の中の汚染水の溜まり水の移送先としてまだその余地が残されている容量は今日時点で幾らになっているか、分れば教えてください。

○司会

所属とお名前をお願いいたします。

Q：済みません。朝日新聞の今と申します。

A：（東電）1号機の復水器で約1,200 m^3 、それから雑固体廃棄物減容処理建屋に約1,000 m^3 ございます。

Q：数字的には昨日から変わっていないようですが、それは特に移送していないからという理解でいいですか。

A：（東電）そうです。1号機の復水器につきましては、現在、移送の準備を進めている段階でございますので、明日には移送可能と考えております。

○司会

次の方、どうぞ。

○フリーランス 江川

Q：フリーランスのジャーナリストの江川です。よろしくお願いします。何点かありますけれども、特定避難勧奨地点のことですが、この4つのポイントがあったと思いますけれども、これは例えば文部科学省の、今日、配られた走行モニタリング結果などに照らすと、番号でいうと何番と何番と何番になるのかということをお教えいただきたいと思います。どうも、見たところ、伊達市だけでも、結構、これを計算すると20mSvを超えてしまうところが結構な数があるように思うのですが、その辺、どうなのかというところをちょっと説明してください。それから、年間20mSv以上のところでは子どもや妊婦さんは出たらどうかということで、いろいろ、手当てをされるようですが、以前にも話題になった子どもにも20mSvぎりぎりまででいいのかどうかということが、やはりここでも出てくると思うのです。それについて安全委員会などではどういうふうに見えるのか、19.9mSvまではいいのですか、極端なことを言うともうそういうことです。ですから、それに関連してもう1つ、質問は20mSv/yearよりももっと低くても、やはり怖いと思う人もいますし、あるいは子どもや妊婦さんの場合はもうちょっと保護をするというか、避難をさせるということが必要ではないかと思うのですが、これについてはどうか。あるいは避難をしたいという人がいたら、どのようにサポートをされるのでしょうか。あるいは子どもの問題でいうと夏休みの間だけでも疎開をしたいという家が多い、結構、いらっしゃるようですけれども、それについてのサポート体制はあるのかどうかということをお教えください。もう1つだけ、全然、違う話ですが、東京電力の方で確か5月の13日に「今年の夏の需給見通しと対策について」の第3報というのが出たと思うのですが、恐らくこれが最後、このことについては最後ではなかったかと思うのですが、そういった新たなデータを出す御予定があるのかどうか、この時点よりももっと向上されたのかどうかということ、その点についても教えてください。以上です。

A：(文科省) 文部科学省でございます。この最初の保安院の資料にあった地点、4つについては、これは比較的、継続して測っている点ということで、37番とD4、D5です。あと南相馬はMS1という点です。ただ、今回は詳細モニタリングで測ったところの番号は今回だけの特別な番号なので、それと整合していないのですが、通常、この前半、もう少し前のページについていますものではそのような地点の番号でございます。

A：(原安委) 原子力安全委員会です。まず、この20mSvという値そのものについては、ICRPの方では年齢に関係なく適用可能ということで、こういったケ

一スで使うものとして提唱しているものです。一方、放射線は合理的に達成可能な限り、被ばく線量はそれ以下にどんどん少なくした方がいいわけでありまして、そういう中で放射線感受性が高い胎児、あるいは年齢が非常に小さい段階の幼児については、やはりそういう中でより少なくすべきであると考えております。

A：（保安院）原子力安全・保安院です。今、こうやって地域が決められていたり、今回の特定の勧奨があったりするところ以外の避難を御希望される方については、そういうお気持ちは分かりますけれども、ただ、どうしても自治体や国のサポートという意味ではまず避難が必要な方についてちゃんと差し上げなければいけないというニーズがあり、優先順位がありますので、それを考えた上でそういう、でも、自分は特別に避難をしたいというときには、それに見合ったどういう支援を差し上げられるのかを検討することになると思います。

A：（東電）東京電力でございます。需給の見通しにつきましては、6月6日に6月分として公表させていただいております。この際に6月7日以降、7月1日までの4週分の見通しにつきまして週ごとの見通しを公表させていただきました。1番厳しくなるのが6月25日から7月1日の最後の週でございます。現時点では供給力が4,960万kw、需要の見通しといたしましては4,370万kwということで、今のところ、計画停電を行わないという予定でございます。

Q：今のその特定避難勧奨地点のことについてですが、安全委員会の方もやはり子どもの問題のときに、学校の校庭のときに、やはり20mSvを浴びていいとは思わないということも言われていたと思うのですが、それを考えるとこの特定避難勧奨地点は子どもや胎児に関して言うと、ハードルが高いというか、20mSvというあれがちょっと高過ぎるのではないかと感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

A：（原安委）その点にも関することですが、実は本日、この件については助言要請を受けて助言いたしました。今日、初めて話を聞いたわけではなくて、何回か話を伺ってしまして、安全委員の間でも考え方が固まった上で助言をお示ししたわけです。その助言の中の1つの項目として、避難されない住民の方についてですが、無用の被ばくを受けることのないよう配慮するなど、被ばくを低減するために住民にとって実行可能な方策を示していただきたい

ということをおっしゃっています。したがって、その残される住民についてもできるだけ被ばく線量を下げられるような取組みはやっていただきたいということです。

Q：子どもでも 20mSv、あるいは胎児でも 20mSv ということの基準は変えなくていいということでしょうか。

A：（原安委）そこについては変える必要はないと思いますけれども、合理的、達成可能な限り、被ばく線量は少なくするという取組みを行う際には、胎児、あるいは小さい幼児を優先してやっていただきたいと考えております。

Q：細野さんにもこの点、少し御意見を伺いたいのですが。

A：（細野補佐）人間は生活をしているときにずっと同じところにいるわけではなくて、移動するわけです。ということは、地域全体が 20mSv を超えてくるような場合は、当然、避難をするべきだと思うのですが、今回のこの指摘をされたポイントの地点はそういうことではないという理解だと、私も報告を受けております。したがって、いろいろな生活の仕方とか心がけなどで放射能の被ばくをできるだけ少なくする努力ができる場所だということでしょうから、そういうところでもやはりお子さんや妊婦さんなどは避難をした方がいいですよということなので、いろいろなことを考えた上で最大限の配慮をした考え方なのだろうと思います。江川さんがいつも指摘をされているように、私もできるだけ安全サイドに立った方がいいという考え方なので、非常に難しい判断なのですが、かといって、その一帯の人はみんな避難してくださいというわけにもいかないのです。いろいろなことを判断した中で、今回、自治体の皆さんとも相談をして、これが 1 番適切だろうという判断をしたものと考えます。

Q：さっき伺った中で、夏休みの 1 ヶ月間、避難をしたいという親子についてのサポートはどうかというのは、答えていただけていなかったと思うのですが、いかがでしょうか。

A：（保安院）これも同じだと思います。要すれば、どうしても避難をしなければいけない方に対するサポートをまず優先的にやることはどうしても必要となりますから、それをやった上で、そういう一時的なことについても何かやれることがあるかを考えることになると思います。

○司会

よろしいでしょうか。補佐官の方におかれまして、19時に官邸の方で公務ということで戻られるということでございますので、もうすぐ出られます。補佐官あての御質問は非常に幾つかしかお聞きできませんが、あれば手を挙げてください。1番前の方と、そのラインの後ろの方ですね。すぐ出られますので、ちょっと皆さんにということにはいかないかと思いますが、済みません、どうぞ。

○NHK 大崎

Q：NHKの大崎と申します。まず、工程表についてですが、見直しが行われてから明日で1ヶ月ということで、通常、見直しの時期かとは思いますが、まず、明日、そういった見直しが行われるということではよろしいのかどうかということ。それから、その規模、ポイントですね。今回、復旧作業の進展具合等を踏まえた上で、どういったところが観点になり得るのかということと、政府の対策に与える影響、政府サイドとして何か答えを考えていることがあるかということについて、教えていただけますでしょうか。

A：（細野補佐）工程表ですが、1ヶ月に1度は更新をするというお約束を皆さんにしておりますので、明日はその発表を予定しております。済みません、今日は7時からその調整で官邸に行かなければならないものですから、大変、申し訳ないのですが、御容赦をいただければと思います。ポイントですが、明日発表なので、詳しくはそちらを見ていただければと思います。やはり循環注水冷却という仕組みをしっかりと確立して、冷却機能を安定化させるというのが大きな柱の1つになりますので、今、ちょうどやっていますけれども、これがしっかり進むというのが1つのポイントになろうかと思っています。政府の工程表は基本的には1ヶ月前に出したものと変わりませんので、それを全く新しく更新するということは考えておりません。まだポイントでこういったことが進んでいますという何らかの報告ができないかどうか、今、調整中でございますので、それをお示しできるのであれば、明日お示しをしてまいりたいと思っております。先ほど、川合さんの方から御質問をいただいた放医研の件ですが、簡潔にお答えをします。今、5月27日から福島県知事の方で県民健康調査を行うという宣言をして、検討会を立ち上げております。実はこの放医研のホームページについても地域住民の皆さんの健康の問題に直接、関わるということで、県ともずっと協議をしてきたという経緯があるようでございまして、これと連動して県の検討を踏まえて公表すること

になっているということでございます。

Q：1点だけ。東京電力の先日の会見で循環冷却について、今、やっている除染の関係の試運転が工程表の見直しまでに終了しなかった場合は、仮にそれが行われたということで工程表の見直しを行うというお話、説明がありました。が、それについて補佐官の御見解をいただけますでしょうか。

A：（細野補佐）今日も試験注水をしておりまして、今のところ、ある程度、予定どおり行われていると聞いておりまして、明日からスタートです。ですから、ぎりぎりといえば確かにぎりぎりになってしまいましたが、6月の半ばにはスタートをしようということで、現場はこの点は本当に頑張りました。私は海外で、逐一、全部、報告を受けていましたけれども、24時間体制で徹夜で努力をして、2日遅れてしまったのは本当に、若干、皆さんに御心配をおかけしたということでは申し訳なかったのですが、その努力の結果として、恐らく明日、スタートできるのではないかと考えています。ですから、明日の会見を何時に設定するか、まだちょっと準備が終了していないのですが、今のところ、そのときには実施ができて、若しくは確実に実施できるということを1つの目安にしながら工程表を作っておりまして、できればそういう報告をしたいと考えています。

○司会
どうぞ。

○ジャパントイムス 永田

Q：済みません。補佐官にお伺いしたいのですが、ジャパントイムスの永田と申します。原子力安全・保安院の組織についてですが、経済産業省から分離することを視野に入れていると思えますけれども、細野補佐官から見て保安院という組織の規制と推進が一緒の屋根にいるということに加えて、どういった部分に問題があったのかということをお伺いしたいと思います。あと、今後の規制側の人材育成、確保について、一応は専門家の方たちは役人の方にこういった安全規制をやらせるのはいわゆるお役所仕事になってしまう部分があるので、余り向かないのではないかとか、昨日も安全委員会の班目委員長がテレビ番組のインタビューで、自分たちも規制のプロではないのですということをおっしゃっていましたが、そうすると、誰が規制できるのだという話にもなってくると思うのです。そういった今後の規制側の人材の育成、確保、体制は、補佐官は現時点ではこういったビジョンを持っているかをち

よっと教えていただければと思います。

A：（細野補佐）保安院の問題ですが、やはり最大の問題は独立性にあると思います。エネ庁があって、経済産業省があって、エネルギーを供給するサイドで責任を持っているわけです。そのもとに規制機関がある。これはやはり独立性の観点から問題があると思うのです。人材については、保安院には相当の数の専門家がおりますし、今回、いろんな議論をしましたけれども、やはり、この人は本当に専門家として私から見ても尊敬できるという人も、もちろん、いますので、日本に人材がないということではないと思うのです。ただ、保安院の人材もずっと保安院にいるわけではなくて、本省に帰ったり、原子力と関係ない仕事をしたり、いろんな仕事をする中でまた戻ってきているという人もいて、本当の意味で監視機関のプロフェッショナルとして、ずっと鍛練をして、しかるべき能力を身に付けられるようなキャリアのプランを組めるような人事配置になっているかということ、やはりそこに疑念があるのだと思うのです。ですから、方向性としてはもう独立ということは明確になっていますので、そういう独立をした場合は、もちろん、元々専門家を必要もあると思いますが、その人たちをちゃんと育てていけるような人事のプランをしっかりと作って、しっかりとチェックをできるような機構にしていく必要があると思います。

Q：ありがとうございます。

○司会

1 番前の方、ごめんなさい、1 番前というか、2 人目の方ですね。

○東京新聞 横山

Q：東京新聞の横山と申します。一部報道についてお伺いしたいのですが、細野さんの前に松本さんに 1 つ、事実の確認をお願いしたいのですが、一部報道といいますと、はっきり言いますと、朝日新聞です。ベントと注水の経緯についての報道です。こういうものの資料を、今、東京電力さんの方ではもうおまとめになっているのかということをもまず 1 つ、お伺いします。記憶が定かではないのですが、6 月 15 日の会見で公表する予定だったという記述がありますが、そうだったのでしょうか。そうしていたとしたら、今のところ、公表していないのはどういうことと考えればよろしいのでしょうか。

A：（東電）これまで御説明させていただいたとおり、私どもといたしましては

今回の事故の対応についての時系列をまとめている段階でございます。聞き取り調査等を踏まえて、あと記録類の確認をいたしております。現時点では、とりまとめの最終段階ということでございますので、そういったものができ上がりましたら、皆さまの方に公表させていただきたいと考えています。

A：(細野補佐) 私も今朝、その紙、まとめた途中段階のものだと思うのですが、それを見せてもらいました。事実関係ですので、しっかりチェックをしていただきたいと思いますということを言っております。

Q：この中で官邸の了解が得られなかったから発表していないというようなことがありますか、そういった事実はありますか。

A：(細野補佐) 了解とかいうことではないですし、私は今日、朝、見ていますから、そういうことはありません。

Q：発表していないのは、まだまとまっていないからということですか。

A：(細野補佐) 事実関係ですので、しっかり確認をした上で出してくださいということは申し上げてあります。

○司会

ほかの御質問はいかがでしょうか。2列目の前から2つ目の男性の方と、後ろの左手を挙げておられる男性の方ですね。2列目の後ろから2番目の真ん中に座っておられる方です。

○共同通信 菊池

Q：共同通信の菊池です。東電と文部科学省に1問ずつお願いします。最初、プラントの水処理の話ですが、先ほど、冒頭の質問、説明のときに松本さんの方からセシウムの吸着塔で1つの系列でにじみが出ていて予備に切り替えたということをおっしゃられたと思いますが、もう少し詳しい状況、例えばどういった状況でいつ発見して、予備にすぐ切り替えられたのかとか、先ほど、補佐官も本格稼働を明日する見通しのようなことをおっしゃられていましたが、今回のにじみは本格稼働に向けて支障はないのかというのが東京電力さんに質問です。もう1つ、これは文部科学省の審議官にお聞きできるか、分からないのですが、特定避難勧奨地点の件で、確か文部科学省の、今、やっている原子力の損害賠償の紛争審査会の方で、計画的避難区域については

避難をする実費とか精神的苦痛についても賠償を認めるという指針が出ていたと思います。これは、今回、特定避難勧奨地点に当てはまって、避難をされる方にも同じような基準が当てはまるのかということなのです。というのも、実際にお金が出るのか、出ないのか、先ほど東電さんは仮払いは確認するとおっしゃられていましたけれども、お金が出る、出ないというのはこの避難するか、しないかにとってかなり大きな判断材料になると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

A：（東電）東京電力の方からまずお答えをさせていただきます。まず、セシウム吸着塔の試運転も含めまして、本日、全体の組合せ試験を行っていますが、その運転の確認中のパトロールで今回のポンプのにじみを発見したものでございます。具体的に何時という報告はございませんので、本日の午前中のパトロールではないかと思っております。今回のポンプのにじみでございませけれども、予備の方に切り替えて運転を継続しておりますので、今後のいわゆる試運転の継続については水処理システムの運用上は特段の支障になるものではないと考えています。今、この試運転の期間中に修理すべく、対応をしている段階でございませ。明日の午後に予定しております本格運転に関しましては、今のところ、予定どおりということになります。先ほどの特定避難勧奨地点の避難、勧奨地点での補償のお話も併せて回答させていただきますけれども、基本的には対応する見込みですが、現在、国、自治体の皆さまと相談しながら進めてまいりたいと考えております。

A：（保安院）今の最後の点については、特定避難勧奨地点からの避難をされた方に対する賠償ということですが、原子力損害賠償紛争審査会というところが7月頃に中間指針をまとめられることになっておりますので、その中に盛り込まれることになるとは思いますが、原則としてはやはりこの避難と、避難された場合にはその避難とこの事故との因果関係は否定できないものだろうと思っております。

Q：ということは、計画的避難区域に当てはまる方と同じ扱いになる見通しと考えていいのですか。

A：（保安院）そこは、今、はっきりは申せませので、この審査会がお決めになることとあります。

Q：つまり、追加で審査会で審議がされるということになるわけですか。

A：（保安院）そういうことになると思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

指名させていただいた方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願いします。回答する記者団の佐藤と申します。質問を2つ、預かっております。まず、保安院の西山さんをお願いします。昨日の夕方の保安院の会見で4号機の健全性に質問をさせていただきまして、その際に余震等で倒壊するような恐れはない、しっかりと評価をしているというお答えをいただいたのですが、その評価の資料、いろいろ、数字が書き込まれているかと思うのですが、4号機の外壁が傾いているのではないかという情報がインターネットの方で出ておりますので、それに外壁がどの方向に何度、傾いているか、そういった情報がその評価の結果の書類にあるかどうか、今日でなくて結構ですので、調べてお答えをいただけないでしょうか。2つ目は東京電力にお願いいたします。現場の方の動きは、日々、会見で報告をいただいて分るのですが、東京本店の上層部の方々の動きがよく分からなくなっておりまして、具体的には会長と社長と原子力立地の本部長が原発事故関係で、例えば今日、何をしたか、昨日、何をしたか、明日、何をする予定なのか、そういったことを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

A：（保安院）まず、最初の点については確認してみます。

Q：ありがとうございます。

A：（東電）私どもの会長、社長、原子力立地本部長であります武藤に関しましては、現在、事故の収束に向けて様々な意思決定、それから指示等を行っております。

Q：その様々な意思決定と指示等の具体的な中身を教えてくださいませんか。

A：（東電）特段、今後の工程表といいますか、我々はこの度、ロードマップの

見直しを行っておりますので、そういったところの進捗管理を行っております。

Q：それは会見の資料に、今日、何をされたかというようなものを加えていただくことはできそうでしょうか。

A：（東電）今のところ、1人1人の仕事の予定ということまで公表する予定はございません。

Q：分かりました。検討してまた質問をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○司会

次の質問はいかがでしょうか。今、手を挙げておられる方で最後にさせていただければと思います。よろしいでしょうか。前、3人の方ですね。後ろは何人、お1人ですか。では、1番真ん中の、前から3列目の方ですね。次、後ろの方で、こちらの方。

○テレビ朝日 柊

Q：テレビ朝日の柊です。よろしくお願いいたします。セシウムの吸着のところの件でお聞きします。このセシウムの吸着ですが、当初、今、試運転をやられていますけれども、これがどれだけその吸着量が維持できるのかというのがこれから問題であったり、注目する点になってくるとは思うのですが、この吸着システムにおいて、これは交換が必要になってくる。途中でどんどん吸着が悪くなっていくということは、やはりシステム上のところであるのか、交換が必要になってくるのか、交換が必要であればどれぐらいの頻度で交換するのか、そういったところを教えてくださいませんか。

A：（東電）セシウムの吸着装置に関しましては、セシウムの吸着と、塔自身の線量が上がってまいりますので、吸着塔の交換は定期的発生いたします。こちらは以前、御紹介させていただいたように、最大、1日2本から4本の吸着塔の交換、入れ替えが発生いたしまして、現在、都合400体、予備を含めて700体分の保管場所を確保いたしております。

Q：どれぐらいの頻度でというのは、どうですか。

A : (東電) 1日2体から4体でございます。

Q : このカラム式ということですが、カラム式のものに関してはそれぐらいが必要になってくるということですか。

A : (東電) 特にセシウム吸着塔の前段にありますような、最初に濃いところを吸着させるようなところは交換の頻度が高くなると考えています。

Q : ありがとうございます。

○司会

後ろの方ですね。

○共同通信 須江

Q : 共同通信の須江と申します。度々、済みません。細かい点ですが、ちょっとお願いします。東電さんにお聞きしたいのですが、今日の水のにじみですが、けれども、それはこれまで修理した箇所とは、全然、違うところという理解でよろしいでしょうか。まず、1点、お願いします。

A : (東電) そうです。今までは配管の継ぎ手のところでございましたけれども、本日は恐らくポンプのグランドのにじみではないかと思っています。

Q : その点について、ポンプはたくさんあると思いますけれども、ほかのポンプについても再点検などをする御予定はあるのでしょうか。

A : (東電) 今のところ、1台のポンプのにじみでございますので、引き続きパトロール等で監視をすることになります。

Q : 安全委員会さんにまたお願いしたいのですが、細かい点でこちらも恐縮ですが、先ほど防災対策の方の委員がこれから決まるということでしたけれども、不勉強で恐縮ですが、まず安全審査指針類の検討をする専門部会というのは何人ぐらいで検討なさる御予定で、防災専門部会の方はこれから選定なさるメンバーは何人ぐらいの枠を想定なさっているのでしょうか。

A : (原安委) 済みません。ちょっとそこは今はまだ詰めているところです。ただ、人数はそれほど大きくしないつもりです。スピーディに密度高くやりました。

と思っていますので。もしかしたら勘違いをされているかもしれませんが、防災の方の専門部会の委員そのものは決まっています、既に存在していますから、それは委員の都合を聞いて速やかにやりたいと思っています。

Q：では、日程が決まっていないのは単にメンバーの御都合が合わなくてということでしょうか。

A：（原安委）防災の専門部会についてはそういうことです。今、日程調整をやっているところです。

Q：いずれにしても、6月中という開催の目途は変わっていないのですか。

A：（原安委）できるだけ早くやりたいと思っていますけれども、防災の専門部会の方は自治体の方なども入っていらっしゃると思いますので、日程調整がなかなか難しい状況にはありますけれども、とにかく、できるだけ多くの方が集まれる、できるだけ早いタイミングでやるということをやっています。

Q：ありがとうございました。

○司会
どうぞ。

○読売新聞 佐藤

Q：読売、佐藤です。東電の松本さんに細かいことを何点か確認させてください。いずれも汚染水の処理関係です。1つはセシウム吸着塔のポンプのにじみですが、1系列に2台、ポンプがついていて、4系列、並列で並んでいるという図面を、先日、いただきましたけれども、これは1系列、常用ポンプ2台に対して、予備は1系列当たり、何台あるのでしょうか、

A：（東電）全て同じ型式のポンプでございますが、セシウム吸着塔の真ん中の段に関しましては既に2台ずつ設置しております、1台常用、1台予備という構成になります。先頭の油除去のところと後段のヨウ素の除去のところは、それぞれ塔に対して1台ございますけれども、万一、そこが故障した場合にはポンプを入れ替えることになります。

Q：分かりました。そうすると、これはセシウム吸着塔の2台、最初から図面

に入っているのは元々片方が1台で、元々片方が予備ということですね。

A : (東電) そうです。

Q : そうすると、もし、今、予備で回している方に例えばにじみなどが発生した場合は、いずれにしても止めて交換しなければいけないということになるのでしょうか。

A : (東電) にじみの程度によりますけれども、止めて交換する場合もございませし、現在、1台、にじみが出ておりますので、こちらの方の修理、若しくは入れ替えということが必要になります。

Q : 試運転中に止めたもの1台の修理とさっきおっしゃっていましたが、これは例えば低線量とはいえ、低濃度とはいえ、汚染水が流れているような状態でそういう修理という作業をして被ばく管理上は問題ないのでしょうか。

A : (東電) 今の程度の濃度でございませと、問題ないと思っております。ただし、今後、本格運転した際のいわゆるプロセス主建屋の地下に溜まっている高濃度の汚染水を処理する場合には、止めた後、一旦、薄い水でフラッシングした後、修理という形になります。

Q : そうすると、今のところ、試運転の日程には影響がなさそうだというお話でしたが、そうすると、これはうまくすると明日のうちに高濃度の汚染水の処理が始まった上で、いわゆる原子炉に注水するラインまで開けて、要は先ほど補佐官も言っていましたけれども、注水冷却のラインが、ぐるっとループがつながるといふところまで明日中にいくのでしょうか。

A : (東電) 明日中にいくかどうかは、若干、見通しとしてはまだはっきりとしてはございませ。最終的にRO膜を通じてタンクに貯めていきますけれども、ある程度の量が溜まっておりませんと、実際に注水側に水を移送した際にすぐにタンクが空になってしまいますので、そういったことを考慮しつつ、原子炉側への注水を判断したいと考えています。

Q : 分かりました。これまで、過去の説明で例えばセシウム吸着塔では出る使用済みのものが表面線量が4mSvであるとか、アレバの場合、残滓のレベルが 10^8Bq というお話がありましたけれども、今まで出た成績では濾過力が、浄化

力が思ったより高いので、逆に言うと出る残滓とか吸着塔の線量とか放射能が逆に上がるのではないかという気もしますが、その辺はどうでしょうか。

○司会

ほかにも質問があったら、まとめて。

Q：これとあともう1点だけです。

○司会

まとめて言っていたらどうでしょうか。

Q：もう1点は、復水器の1,200を明日に移送というのは、これは2号機、3号機、両方ともという理解でいいでしょうか。

A：（東電）まず、除染の能力の方でございますけれども、こちらに関しましては元々タービン建屋の溜まり水が $10^6\text{Bq}/\text{cm}^3$ のオーダーで、約20万tを処理するというで見通しておりますので、吸着といいますか、除染能力が高ければそれだけ早く処理の方は進んでしまうという見通しではないかと考えています。あと、残滓として通し、RO膜のところでは 10^2 でございますけれども、そちらに関しましてもより高度の除染が可能になれば、逆に処理水側の方としては使い勝手がよい水ができることとなります。したがって、除染水の処理能力が予想値以上であれば、量としては、Bq数としては多少、増えるとは思いますが、そちらに関しましてはペレット貯留槽に貯めている量とセシウム交換塔の予備のところでは吸収できると考えています。明日の1号機の復水器には、まず2号機の方からのタービン建屋の溜まり水の移送を考えています。

○司会

後ろの段の方、お願いします。

○フリー 木野

Q：フリーの木野と申します。東電の松本さんにまず6号機の地下の水の水位、水の量の状況、仮設タンクの残りの状況はどうなっているのでしょうか。もう1点、水処理のシステム全体で1日1,200tは、これは稼働率はどのぐらいの割合で見ているのでしょうか。交換等、メンテナンス等の時間は含んでいるのでしょうか。安全委員会、保安院の方に、先ほど、西山さんの説明

で 20mSv は ICRP の勧告書の中で 1 番低いレベルをとっているとお話がありました。そうすると、現在、緊急時被ばく状況ということになると思いますが、これはいつ頃まで続くのでしょうか。その見通しはあるのでしょうかというのをお願いいたします。

A : (東電) 6 号機のタービン建屋の溜まり水に関しましては、ちょっとデータを確認いたします。水処理システムの稼働率に関しましては、約 70% で評価いたしております。

Q : 70% で 1, 200t ということでよろしいでしょうか。

A : (東電) こちらは 1, 200t を 365 日、運転すると仮定したときに、約 300 日は運転可能と判断しているものでございます。

Q : 1, 200t を 365 日、動かすと。

A : (東電) 365 日のうちで 1, 200t ずつ、毎日、動かすと仮定した場合の日数ベースでの稼働率が 70% というところでございます。

Q : そうすると、取りあえず年末までは、1 日、間違いなく 1, 200t、動かせるというのは 365 日のうちの 300 日。

A : (東電) 約 300 日でございますので、年末までに処理水の方を処理できるのではないかと考えておりますが、途中、途中で保安院さんの方にも、毎週 1 回、報告させていただくこととなりますけれども、定期的に処理の状況については確認していきたいと思っております。

Q : ありがとうございます。

A : (保安院) 緊急時の被ばくの状況がいつまで続くかということについては、原子炉の状況が安定して放射性物質の排出が管理されて、今、出ております原子炉緊急事態宣言が解除されるようなときということが現段階で思いつくことでありまして、まだ、政府としてははっきりと意思を固めたわけではありませんが、大体、そういうことがメルクマールになるだろうと思っております。

A：（原安委）安全委員会です。4月10日に計画的避難区域についての意見具申をしたときのペーパーの1番最後にありますけれども、発電所からの放射性物質の放出が基本的に管理される状況になると判断される時点、これがそういった区域の設定の見直しを行うのにも適当でありますし、また、その時点をもって、緊急時被ばく状況の終了と考えられると思っております。

Q：そうすると、それは例えば工程表の中でいえばいつ頃ということになるのでしょうか。時期のような見通しは立っていますか。これは保安院にお願いします。

A：（保安院）一応、今の工程表の前提でいけばステップ2ですね。4月から数えて6か～9ヶ月ですか、そのことに当てはまってくると思います。

Q：ただ、ICRPの勧告の中でも、緊急時の被ばく状況の中でも、長期にわたる場合はまた改めて関係者の考え方であるとか、意見交換などをしつつ、最適化を図るというのが明確に書かれているのですが、これは当初の1番最初にやったきり、そういった地元との話し合い等が余り動いていないように思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

A：（保安院）現在はまだこの汚染水の処理のところとか、これから、この事態がうまく収束できるかどうかを考える非常に重要なポイントに差しかかっていますので、そういうところをうまく通過して、大体、安定的に冷却し、水も管理できるということになってくれば事態が非常に落ち着いたことになると思います。そういったことを見ながら、工程表も、今、私が申し上げた日程、スケジュールをそのまま固定して考えるということではないと思いますので、ある程度、そういうめどが立ったときに見直していく、それで自治体とも御相談することだと思っております。まだ、今すぐに何か動くというには早いのではないかと思います。ただ、6ヶ月から9ヶ月を固定して考えて、そのときまでは何もしないというつもりはないと思っております。

Q：済みません、同じ質問を安全委員会さんにもお願いできますか。

A：（原安委）安全委員会としてはその時期的なものについては、直接、申し上げる立場にはないと思っております。いろいろな収束作業は安全確保を第一に進めていただきたいと思っております。ICRPの勧告でも言われているところですけれども、これはあくまでも概念論ですが、緊急時被ばく状況と現存

被ばく状況は、ある地域はまだ緊急時被ばく状況だけれども、ある地域は現存被ばく状況、そういう両方の状態が同時に存在する状況が許されているわけでありまして、そういった考え方も使って、どういうふうにしていくのが、いろいろ、炉の状況などを見て、どういうふうにしてやっていくのが適切なのかという考え方といいたいまいしょうか、そういうものが、1つあるのではないかと考えています。

Q：済みません、そうすると、現存被ばくと緊急時被ばくは両方並立というのは分るのですが、そうすると、先ほどの20というのも緊急時でとれば最低ラインのところですが、現存被ばくであれば1から20の最大のところをとっている状況になるので、そういったことの説明を含めて、自治体、それから関係の、多分、それは自治体ではなく、各個人、住民の方への説明等はこれから必要ではないかと思いますが、そういったことは安全委員会、あるいは保安院の方ではどう考えていますでしょうか。

A：（原安委）今回、それは非常に重要な話でして、したがいまして、今日、出しました助言の1番最後でもそういった考え方の問題、あるいはモニタリングの状況、また、被ばく低減をするためにどんなことが実行可能なのか等々、住民の皆さんに適切に情報提供に努めていただきたいという点も加えております。したがって、最初に説明、1回説明するだけではなくて、継続的に情報提供、住民の皆さんと意見交換を行っていただきたいと考えています。

A：（保安院）保安院としても、今、安全委員会の御指摘もあるように、今回の文書にも書いてありますけれども、この特定避難勧奨地点に該当する方に対しても、もちろん、きちんと説明会の案内なども差し上げますし、それ以外の方々に対しても、今、どういう事態になっているのかということについてはきちんと説明しなければいけないと考えております。

Q：済みません、同じ質問、先ほどの災害支援チームの方はまだいらっしゃいますか、要するに今回の特定避難勧奨地点以外に、例えば今、同心円でやっている状況がいつまで続くのかとか、南の方で実際に北西方向ほど濃度の高くない場所、そういった方面に関しての自治体、あるいは住民への説明は、特定避難勧奨地点レベルの細かい説明なり何なりというのは、今後、やられる予定はあるのでしょうか。

A：（支援 T）済みません。まだ炉の状況が完全に安定しているわけではござい

ませんので、ステップの進捗状況に合わせて考えていくことになろうかと思
いますけれども、当然ながら、いろんな形で住民の皆さんへの情報提供はし
っかりやっていきたいと思っております。

Q：その炉の状況等の説明を含めて、住民の方への説明は、現在は継続的にや
られている状況というのはあるのでしょうか。今はそういったことの説明ま
ではされていない状況ですか。

A：（保安院）現場の状況はちょっと分かりませんが、現地に対策本部が
あって対応しておりますので、相当程度、説明していると私は認識していま
す。自分自身ではっきりデータを確認しておりませんので、調べておきます。

Q：よろしく申し上げます。

○司会

どうもありがとうございました。それでは、質疑は終わりで、先ほどちょっ
と御質問が残っていた方に東京電力の方から回答をいたします。

A：（東電）回答を保留させていただいておりましたけれども、私どもの東京電
力は警察のOBの方を、平成23年の3月末時点で全部で32名の方を雇用いた
しております。こちらに関しましては、この方々は料金、渉外業務等に関す
る勤務についておまして、幅広いアドバイスをいただいているという状況
でございます。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：済みません。今、最初、料金と言いましたか。

A：（東電）料金です。

Q：料金というのはどういうことですか。

A：（東電）料金の徴収といいますか、回収業務等に当たられているということ
でございます。

Q：その警察OBの人が料金を回収するのですか。

A : (東電) 自ら行くかどうかは別にいたしまして、そういった業務の際にアドバイスをいただいているということでございます。

Q : では、渉外業務というのは例えばどういうことですか。

A : (東電) 渉外業務と申しますと、いろんな対外的な折衝業務に対するアドバイスになります。

Q : 対外的というのは、相手は誰ですか。「外」の、「対外」の「外」。

A : (東電) 相手は社外の方がいろいろございます。

Q : それは警察との連絡窓口ということもあったので、警察もその相手に入っていますね。

A : (東電) 具体的なところはちょっと分かりませんが、社外の方々との対外業務になります。

Q : もう 1 つ、残っていた栗本英雄さんは、元警察庁刑事局長は何をやっているのですか。

A : (東電) 済みません、もう 1 度、御質問をお願いいたします。

Q : 栗本英雄元警察庁刑事局長は何をやっているのですか。

A : (東電) 済みません、今、手元にございませんで、預からせていただきたいと思えます。

Q : 前回からなので、これは別に契約の細かい内容を聞いているのではなくて、大体、こんなことをやっているということを知りたいだけです。元警察庁の刑事局長といえば相当なポストの人なので、多分、その人は料金はやらないでしょう。

A : (東電) そういう意味では顧問でございますので、私どものこういった渉外業務に対する幅広いアドバイスをいただいているという状況でございます。

Q：関連して1つだけ聞きますが、先週、6月11日に東京新宿でも2万人ぐらい集まってデモをやっていますね。こういう情報はやはりこの警察OBの人が東京電力の方にこういう内容であったということを、警察OBを通じて情報収集しているのではありませんか。

A：（東電）そういったことについては分かりません。

Q：だから、そういうことはこの渉外業務に入っているのではありませんか。

A：（東電）そういった業務があるのかどうかについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

Q：では、確認して教えてください。

A：（東電）どういった形でお答えできるかも含めて検討させていただきます。

○司会

以上をもちまして、質疑を終わりにさせていただきます。それでは、東京電力の方から本日の作業状況について説明いたします。

<東京電力からの本日の作業状況説明について>

○東京電力

まず、プラントの状況から、順次、御紹介させていただきます。1号機、2号機、3号機の原子炉の注水でございますけれども、1号機は4.5m³/h、2号機は4.9m³/h、3号機は11.2m³/hから11.3m³/hでの注水を継続いたしております。1号機の窒素の封入でございますけれども、本日14時現在の値といたしまして、格納容器の圧力が134.2kPa、窒素の封入量といたしましてはトータルで4万6,400m³になります。使用済燃料プールの放水でございますけれども、4号機に対しまして、本日、大体、注水ラインの設置工事が完了いたしましたので、13時14分から15時44分にかけてテストランと注水を約75t、実施いたしております。2号機の使用済燃料プールの水温は17時現在、31℃でございます。タービン建屋の溜まり水の移送でございますけれども、本日も6号機に対しまして仮設タンクの方への移送を行っております。プロセス主建屋に関しましては、移送の方を終わっておりますが、建屋の水位といたしましては6,220mmでございます。OPで申しますと、5,003mmということになります。本日の7時と比較いたしますと、22mmの上昇ということになります。雑固体廃棄物減容処理

建屋でございますけれども、本日の 17 時の値は 3,083mm でございまして、本日の 7 時と比べますと 6mm の上昇ということになります。トレンチの水位でございますけれども、本日 17 時の値でございますが、1 号機はダウンスケール中、2 号機は 3,680mm で、本日の 7 時と比べますと 17mm の上昇になります。3 号機は 3,829mm で、本日の 7 時と比べますと 7mm の上昇になります。タービン建屋の水位でございますが、1 号機は 4,920mm、変化はございません。2 号機は 3,665mm で、本日午前 7 時と比べますと 18mm の上昇になります。3 号機は 3,813mm で、7 時と比べますと 14mm の上昇になります。4 号機は 3,802mm でございます。7 時と比べますと 1mm の低下でございます。1 号機の原子炉建屋地下 1 階の水位でございますが、4,441mm で本日の 7 時と比べますと、24mm の低下でございます。飛散防止剤の散布でございますが、本日は屈折放水車により散布はございません。有人により散布を旧事務本館前道路周辺に対しまして約 6,660 m² で実施しております。各作業の状況でございますけれども、リモートコントロールにより瓦れきの撤去は、本日、共用プール前にて実施いたしまして、コンテナを 1 個、回収いたしております。累計のコンテナ数といたしましては、310 個ということになります。ロボットにより瓦れきの撤去でございますけれども、本日は 1 号機の大物搬入口、それから 3 号機の原子炉建屋内の瓦れきの撤去を行っております。4 号機の使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事でございますけれども、本日、構成支柱の設置を継続しております。現時点で 1 段目に関しましては 32 本中 31 本、2 段目に関しましては 32 本中 30 本、3 段目、4 段目に関しましては 32 本中 30 本という進捗状況でございます。大型タンク、低濃度の処理水を受け入れるためのタンクでございますけれども、本日、6 基搬入で 7 基据え付けという状況でございます。現在、水処理システムの組合せ、全体組合せ試験を行っておりますけれども、一部、処理の能力のデータが来ておりますので御紹介させていただきます。セシウム吸着塔と除染装置の総合試験でございますが、まずセシウム 134 が処理前の水といたしまして $2.6 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であったものがセシウム吸着装置の出口で 3.0×10^{-1} 、アレバの除染装置の出口で ND という状況でございます。したがって、除染係数といたしましては 3.6×10^5 ということになります。アレバの除染装置後の ND に関しましては、検出限界値の値を使っております。セシウム 137 でございますが、処理装置の入り口で 2.8×10^3 、セシウム吸着装置の出口で 3.4×10^{-1} 、アレバの除染装置の出口で 1.3×10^{-2} ということで、除染係数といたしましては 2.2×10^5 ということで、およそセシウムに関しましては 10^5 、10 万分の 1 程度まで除染が進んでいるという性能を発揮しております。こちらにつきましては、朝、お配りしたように、会見終了後、出口のところで分析シートの方を紙で配付させていただきますので、具体的にはそちらの数字を御確認ください。先ほど、ポンプの

にじみでございますけれども、6月16日、本日の13時頃発見いたしております、本日中に予備品と交換する予定でございます。以上でございます。

○司会

どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の合同記者会見を終わりにさせていただきます。次回でございますが、明日の16時半から予定しておりますので、よろしくお願ひします。長時間にわたり、本当にどうもありがとうございました。